

「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」に基づく施策のフォローアップについて

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
Ⅲ. 重点プロジェクト（施策群）について			
1. 開発途上国感染症対策強化プロジェクト			
<p>(1) グローバル・ヘルス・ガバナンスの新たな枠組みの構築への主導的貢献</p>	<p>○ 先般の西アフリカにおけるエボラ出血熱の感染拡大の際の国際機関等の対応を踏まえ、本年G7議長国として、国連ハイレベルパネルの報告書等も踏まえ、感染症対策のためのグローバル・ヘルス・ガバナンスの在り方、特に、今後の感染症危機対応に係る国際機関の役割分担や対応の仕組みに関する基本的な考え方について、一定の結論が得られるよう、国際的な議論を主導するとともに、また、公衆衛生危機への対応と準備に関するWHO内の指揮系統能力の強化等を行うWHO改革を支援する。</p> <p>○ その際には、感染症の拡大規模や発生国の対応の能力の程度に応じた国際機関の役割分担、人材・物資・資金を迅速・効果的に支援が必要な現場に届けるための国際機関、ドナー・開発途上国、NGO等のコーディネート仕組み、説明責任の確保方策、研究開発（R&D）の促進体制、保健システムの強化に向けた開発途上国の支援方策等について方針を取りまとめるべく検討・調整を進める。</p> <p>○ また、こうした基本的な考え方に基づき、国際的な対応が十全に機能する具体的な体制が整備されるよう、G7後も引き続き、積極的な貢献を果たしていく。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえ、世界的な感染症対策に係る対応の枠組み及び体制整備について、国際的な議論を主導しつつ積極的に貢献した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への対応に関するWHO検証・改革を支援した。</p> <p>○ 感染症の拡大規模や発生国の対応の能力の程度に応じて必要な支援を現場に届けるための方策等について検討及び調整した。【外務省】【順調】</p> <p>○ サウジアラビア議長下で第二回G20財務大臣・保健大臣合同会合が開催され、新型コロナ感染症を受け、パンデミックの備え・対応の文脈で、G20共通理解文書へのコミットメントを再確認した。本会議の成果はG20行動計画としてまとめられ、サミットに提出、首脳宣言に盛り込まれた。【財務省】【順調】</p> <p>○ ADB年次総会に合わせ財務大臣・保健大臣合同シンポジウムを共催し、UHCの推進や感染症対策の重要性に係るモメンタムの向上に貢献した。【財務省】【順調】</p> <p>○ 世界銀行の日本信託基金を活用し、途上国に対するUHC推進や感染症に対する備えと対応強化に関する政策提言等の支援を実施した。【財務省】【順調】</p> <p>○ 第73回WHO総会において、国際的な新型コロナウイルス感染症対策に係る決議案の採択に、共同提案国として尽力した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえ、世界的な感染症対策に係る対応の枠組み及び体制整備について、国際的な議論を主導しつつ積極的に貢献していく。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への対応に関するWHO検証・改革を支援する。</p> <p>○ 感染症の拡大規模や発生国の対応の能力の程度に応じて必要な支援を現場に届けるための方策等について検討及び調整する。【外務省】</p> <p>○ 平時及び危機時におけるグローバル・ヘルス・ガバナンス及びファイナンスの枠組み及び体制整備等について、G20議長国イタリアの提案により設置された「ハイレベル独立パネル」（HLIP）等からの提言を踏まえ、G20財務大臣・保健大臣合同会合に向けたinformal groupでの議論に積極的に貢献する。【財務省】</p> <p>○ 第三回UHCフォーラムに向けて、開催時期等も含めて準備を進める。【外務省、厚労省、財務省】</p> <p>○ 世界銀行の日本信託基金を活用し途上国に対するUHC推進等に関する政策提言等の支援を実施予定。【財務省】</p> <p>○ WHO改革、強化のためのワーキンググループ及び特別総会が開催されるため、その場において積極的に議論を主導し、国際的な公衆衛生危機対策の規範設定と調整役であるWHOの働きを向上させることに我が国が貢献する。【厚生労働省】</p>
<p>(2) WHOの緊急対応基金等及び世界銀行に</p>	<p>○ 感染症危機時のファイナンスメカニズムとして機能するWHOの「緊急対応基金」（CFE）と世界銀行の「パンデミック緊急ファシリティ」（PEF）については、CFEに対する支援を通じ、WHOの緊急対応強化の</p>	<p>○ 全世界における新型コロナウイルス感染症の流行が令和2年1月から現在に至るまで続いていることから、WHOの公衆衛生危機への対応強化の支援として、令和元年度予備費において、46百万ドルを拠出</p> <p>○ WHOの緊急対応強化及び新型コロナウイルスや多様な疾患に対応できる保健システム強化等を行うために、令和2年度第3次補正予算において、約15億円（約0.13億ドル）を計上した。【厚生労働</p>	<p>○ 引き続き、WHO総会等を通じて、国際社会におけるパンデミック対応の議論を主導していく。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文		令和元年度における 取組状況	令和2年度における 取組状況	今後の取組方針
よるパンデミック発生時の機動的資金提供メカニズムの構築への貢献	取組に積極的に貢献するとともに、PEFの立ち上げに際しても、我が国としてふさわしい貢献を行う。また、その際に、それぞれが重複なく相互補完的に機能することが重要であることから、WHOと世界銀行間の調整が円滑に進むよう、関係省庁が連携し様々な機会を捉えて、我が国の考え方を示し、これらの実現に向けて両機関における検討に日本として寄与する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】	した。【厚生労働省】【順調】 ○ PEFはコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱対策資金として、更に2019年5月に100万ドル、同年8月に300万ドルを拠出。また、PEFの主要ドナーとして積極的に基金運営に参画し、公衆衛生危機対応の強化・迅速化に貢献した。【財務省】【順調】	省】【順調】 ○ 2020年4月、PEFは新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、途上国に対して約195万ドルの保険金の支払いを決定。 ○ 2020年4月、日本は世銀グループと連携して、PEFの事実上の後継スキームとして、「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金」(HEPRTF)の立ち上げを表明。2020年7月に100万ドルを拠出。【財務省】【順調】	○ 引き続き、「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金」(HEPRTF)の主要ドナーとして積極的に基金運営に参画し、公衆衛生危機対応の強化等に貢献する。【財務省】
(3) 開発途上国の感染症対策に係る官民連携プラットフォーム(仮称)の設置	○ 高度な医療技術を有する日本の医療業界等と我が国政府が官民一体となって、様々な国際的な団体とともに、国際的な感染症対策により一層貢献し、併せて我が国の医療業界等の新たな市場開拓に資する観点から、「開発途上国の感染症対策に係る官民連携プラットフォーム(仮称)」(以下「官民連携プラットフォーム」という。)を設置する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】	○ 平成28年4月21日に、関係省庁、JICA、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)、国内医薬品・医療機器関連団体等から構成される「開発途上国の感染症対策に関する官民連携会議」(以下「官民連携会議」という。)を設置し、令和元年度までに計6回開催した。(第1回:平成28年4月21日、第2回:平成28年8月10日、第3回:平成29年2月22日、第4回:平成29年5月11日、第5回:平成30年4月9日、第6回:令和元年6月12日)【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】	○ 平成28年4月21日に、関係省庁、JICA、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)、国内医薬品・医療機器関連団体等から構成される「開発途上国の感染症対策に関する官民連携会議」(以下「官民連携会議」という。)を設置し、令和元年度までに計6回開催した。(第1回:平成28年4月21日、第2回:平成28年8月10日、第3回:平成29年2月22日、第4回:平成29年5月11日、第5回:平成30年4月9日、第6回:令和元年6月12日)【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】	○ 感染症対策による途上国への国際貢献のみならず、我が国の医療業界等の新たな市場展開に資する観点から、官民一体となって議論を進めていく。【内閣官房、外務省、厚生労働省】
	○ 官民連携プラットフォームは、関係省庁、独立行政法人国際協力機構(JICA)、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)、国内医薬品・医療機器関連団体等を構成員とし、必要に応じ、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)、グローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund)、Gaviワクチンアライアンス等の参加を求め、開発途上国における感染症を取り巻く保健ニーズ等に関する情報収集を行いつつ、開発途上国に対する治療薬・診断薬・ワクチン及び防護服等の資機材の提供可能性やその効果的かつ継続的な提供方法、資機材の技術的支援を含むデリバリーシステムの在り方、これらの支援に関する現地での関係機関の連携の在り方等について検討・調整を行い、関係機関によるその円滑な実施を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】	○ 「感染症分野における途上国展開に向けた研究会」で取りまとめられた対応策を推進し、国際的な感染症対策への一層の貢献及び我が国の医療業界等の市場開拓を推進した。研究会で提示された開発途上国への展開の手段である国際機関による調達については、「国連ビジネス・セミナー」を開催した。【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】	○ 「感染症分野における途上国展開に向けた研究会」で取りまとめられた対応策を推進し、国際的な感染症対策への一層の貢献及び我が国の医療業界等の市場開拓を推進した。研究会で提示された開発途上国への展開の手段である国際機関による調達については、「国連調達オンラインセミナー」を開催した。【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】	○ 引き続き、「感染症分野における途上国展開に向けた研究会」で取りまとめられた対応策を推進し、国際的な感染症対策への一層の貢献及び我が国の医療業界等の市場開拓を推進していく。【内閣官房、外務省、厚生労働省】

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針	
<p>(4) 開発途上国に対する医薬品の迅速・円滑な供給の促進等</p>	<p>○ 我が国で開発された感染症治療薬等の円滑な供給を目指し、国際薬事規制調和戦略に基づき、日米欧の規制当局が参加する医薬品規制調和国際会議（ICH）で医薬品の規制調和のためのガイドラインを共同で策定し、諸外国への普及を図る。【厚生労働省】</p>	<p>○ ICHで感染症治療薬を含む新薬の承認審査や安全対策等に関するガイドライン策定を進めるとともに、アジア医薬品・医療機器規制調和とグランドデザイン（令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定）等を踏まえ、アジア諸国等の規制当局担当者向けのトレーニング/セミナーを開催し、諸外国への普及を図った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ ICHで感染症治療薬を含む新薬の承認審査や安全対策等に関するガイドライン策定を進めるとともに、アジア医薬品・医療機器規制調和とグランドデザイン（令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定）等を踏まえ、アジア諸国等の規制当局担当者向けのトレーニング/セミナーを開催し、諸外国への普及を図った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、ICHでガイドラインの策定を進めるとともに、諸外国への普及を図る。【厚生労働省】</p>
	<p>○ 感染症に係る革新的医薬品の開発・承認において、先駆け審査指定制度の活用や独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の優先対面助言の対象とすること等により迅速な開発を図るとともに、供給に際しては、供給先国との協定の締結等により、緊急時を含め、当該医薬品の円滑な供給体制を整備する。【厚生労働省】</p>	<p>○ 薬機法改正により、革新的医薬品に対して優先的に対面助言や承認審査を行う先駆け審査指定制度の法制化等を行い、迅速な開発の促進に資する制度整備を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 革新的医薬品に対して優先的に対面助言や承認審査を行う先駆け審査指定制度が令和2年9月に施行された。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き改正薬機法を適切に運用する【厚生労働省】</p>
	<p>○ 感染症危機時に緊急に開発が必要となった医薬品について、官民連携プラットフォームの下に設置する「開発促進チーム」（関係省庁、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）、当該医薬品メーカー等）において、臨床研究の支援策・供給体制等について、迅速に検討の上、その実施を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 医薬品の緊急な開発が必要となる感染症の流行が起っていないか確認するため、開発途上国における感染症の流行状況をフォローアップした。【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 医薬品の緊急な開発が必要となる感染症の流行が起っていないか確認するため、開発途上国における感染症の流行状況をフォローアップした。 2020年7月にはAMEDIにて補助事業「感染症分野における日本とアジア諸国の国際研究開発協力を促進する臨床研究・治験プラットフォーム形成と実証事業」として、新型コロナウイルス感染症、結核、マラリアに関するプロジェクトが始動した。 【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、開発途上国における感染症の流行状況をフォローアップし、医薬品の緊急な開発が必要となった場合には、開発促進チームを活用し、適宜対応を行う。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>
	<p>○ 各種感染症対策に係る我が国が有する診断から治療・予防までの一連の製品・技術等について、官民連携プラットフォームでの検討・調整を行いつつ、パッケージ化し、「日本発」の製品の国際展開を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ マラリア排除を目指したパッケージ化による日本製品の国際展開促進に向け、令和元年8月31日・9月1日に開催された「日経アジア・アフリカ感染症会議」に出席し、マラリア排除を目指したパッケージ展開戦略に向けた議論に参加した。また、適宜進捗状況をフォローアップした。 令和元年6月12日の第6回官民連携会議において、「感染症分野における途上国展開に向けた研究会」において平成30年度に実施した研究結果を報告し、各関係機関に報告書を提供した。また、対応策の一つとして、外交官の赴任前研修において業界団体のセミナーを実施し、国のヘルスケア展開に関する状況を説明し</p>	<p>○ 日経FT感染症会議等における民間におけるマラリア排除を目指したパッケージや結核の国際展開に関する支援に向けた議論に参加した。【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、「感染症分野における途上国展開に向けた研究会」で取りまとめられた対応策を推進していく。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における 取組状況	令和2年度における 取組状況	今後の取組方針	
	<p>た。研究会で提示された開発途上国への展開の一手段である国際機関による調達については、「国連ビジネス・セミナー」を開催した。【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】<一部再掲></p>			
	<p>○ 本年4月に設置されるPMDAの「アジア医薬品・医療機器薬事トレーニングセンター」において、アジア規制当局のニーズ等に応じ、我が国の知見及び我が国で開発された感染症治療薬の副作用情報を積極的に情報提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用を支援する。【厚生労働省】</p>	<p>○ PMDAのアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア医薬品・医療機器規制調和とグランドデザイン（令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定）等を踏まえ、感染症治療薬を含む医薬品の承認審査・安全対策等のトレーニング/セミナーを提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用推進を支援した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ PMDAのアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア医薬品・医療機器規制調和とグランドデザイン（令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定）等を踏まえ、感染症治療薬を含む医薬品の承認審査・安全対策等のトレーニング/セミナーを提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用推進を支援した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、オンライン開催（ウェビナー）等の手法も活用しつつ、トレーニング/セミナーを提供する。【厚生労働省】</p>
<p>(5) - 1 グローバルファンドによる三大感染症対策への支援</p>	<p>○ 2000年の九州・沖縄サミットで日本が提唱し、2002年にエイズ・結核・マラリアの三大感染症対策のための資金支援機関として設立された「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）」について、2012年から2016年までの5か年計画で開発途上国における三大感染症から1,000万人を救うことが目標とされている中で、我が国として、第4次増資期間（2014年～2016年）も引き続き支援を推進し、開発途上国における三大感染症の予防・治療・ケアの実現や保健システム強化の促進を遅滞なく進める。【外務省】</p> <p>○ また、次期増資期間（2017年～2019年）については本年第5次増資会合が開催される予定であるところ、昨年12月の第5次増資準備会合における議論等を踏まえ、我が</p>	<p>○ 対応済</p> <p>○ 令和元年度補正予算に444億円を計上 ○ 政府は、グローバルファンド第5次増資会合で発表した当面8億ドルの資金コミットメントを達成し、三大感染症対策、途</p>	<p>○ 対応済</p> <p>○ 我が国は、第6次増資期間（2020年～2022年）に対し8.4億ドルの拠出を表明し、令和2年度予算として計200億円を拠出。三大感染症対策及び保健システム強</p>	<p>○ 引き続き、PMDAホームページにおいて感染症治療薬の安全対策に関する英語での情報提供を実施するとともに、アジア諸国等を中心に、シンポジウムやバイ会合を定期的に開催する。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、PMDAホームページにおいて感染症治療薬の安全対策に関する英語での情報提供を実施した。また、規制当局間の直接の情報提供を促進するため、アジア諸国等を中心に、シンポジウムやバイ会合を定期的に開催し、互いの規制・制度に関する理解の醸成や協力関係の構築を進めた。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 途上国における三大感染症対策及び強靱で持続可能な保健システムの構築に向けて引き続き支援を行っていく。【外務省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針	
	<p>国として適切な支援を行う。【外務省】</p>	<p>上国における強靱かつ持続可能な保健システムの構築に貢献した。【外務省】 【順調】</p>	<p>化と併せてコロナ対策を行うことで、途上国におけるUHC達成に貢献した。【外務省】 【順調】</p>	
<p>(5) - 2 Gavi ワクチン アライア ンスによる 予防接種 活動等への 支援</p>	<p>○ 開発途上国の予防接種率の向上により、子どもたちの命と健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップである「Gaviワクチンアライアンス」について、その活動により平成32年までに1,200万人以上が救われることを目指すとの目標（平成26年実績710万人）に向け、5価ワクチン（ジフテリア、破傷風、百日咳、B型肝炎、インフルエンザ菌b型(Hib)）、黄熱病、麻しん等のワクチン及び新型ワクチン（肺炎球菌、ロタウイルス）の普及支援や予防接種の普及を効果的に行うための保健システムの強化等を行うため、我が国として支援を推進し、費用対効果の高い予防接種を安価に供給するための包括的な取組の実施を支援する。【外務省】</p>	<p>○ 令和元年度は、当初及び補正によりGaviワクチンアライアンスへ20.7億円（約18.8百万ドル）を拠出した。Gaviは、2016年から2019年までの間で2億5900万人に予防接種を実施し、540万人の命を救った。 【外務省】 【順調】</p>	<p>○ 費用対効果の高い予防接種を安価に供給するための包括的な取組を実施しているGaviワクチンアライアンスへの拠出を通じて（1）乳幼児死亡率の削減、（2）2016年から2020年間で3億人の子どもの予防接種を行い、500-600万人の命を救うことに貢献した。また、令和2年度は、当初及び補正によりGaviワクチンアライアンスへ154.1億円（約140.1百万ドル）を拠出し、世界全体における新型コロナウイルスワクチンへの公平なアクセスの確保をめざす国際的枠組みであるCOVAXファシリティの事務局としてのGaviの活動も支援した。【外務省】 【順調】</p>	<p>○ 我が国は、2021年6月にGaviとCOVAXワクチン・サミット（AMC増資首脳会合）を共催し、菅総理より、日本がCOVAXファシリティの取組を支持し、2億ドルの貢献を行ってきていることを紹介した上で、今後更に8億ドルを追加拠出することを表明した。引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、ワクチンを含む医療資源への公平なアクセスを確保すべく、Gaviへの支援を行っていく。【外務省】</p>
<p>(5) - 3 グローバル ヘルス 技術振興 基金（G HIT Fund）等 を通じた 新薬開発 等の促進</p>	<p>○ 平成24年11月に外務省、厚生労働省、内資系製薬企業及びゲイツ財団の官民パートナーシップにより設立されたグローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）について、我が国の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、喫緊の課題となっている開発途上国向けの顧みられない熱帯病（NTDs）、結核、マラリア等の医薬品研究開発を官民連携で促進するため、我が国として支援を推進し、開発途上国向けの医薬品の研究開発支援及び供給準備・供給支援を行う。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ NTDs等の開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発等をさらに促進するため、令和元年度当初・補正予算において、外務省・厚生労働省合わせて10億円をGHIT Fundに拠出した。また、効果的な医薬品の研究開発支援及び供給準備・供給支援に向けGHIT Fund及び国連開発計画（UNDP）と協議を進めた。これらの官民連携による継続的な支援を通じて、GHIT Fundにより、NTDs、マラリア、結核に対する治療薬、ワクチン、診断薬の研究開発に、19件、総額約39.2億円の投資が決定された。なお、平成30年度から令和元年度末までにGHIT Fund等に対し、55.3億円を拠出している。【外務省、厚生労働省】 【順調】</p> <p>○ 「感染症流行対策イノベーション連合」（CEPI）に対する支援として、令和元年度に27.5億円（25百万ドル）を拠出した（令和元年度当初予算）。【厚生労働省】 【順調】</p>	<p>○ NTDs等の開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発等をさらに促進するため、令和2年度当初・補正予算において、外務省・厚生労働省合わせて27.5億円をGHIT Fundに拠出すとともに、令和3年度当初予算においても、外務省が2億円を計上した。また、効果的な医薬品の研究開発支援及び供給準備・供給支援に向けGHIT Fund及び国連開発計画（UNDP）と協議を進めた。これらの官民連携による継続的な支援を通じて、GHIT Fundにより、NTDs、マラリア、結核に対する治療薬、ワクチン、診断薬の研究開発に、22件、総額約48.8億円の投資が決定された。なお、平成30年度から令和2年度末までにGHIT Fund等に対し、93.8億円を拠出している。【外務省、厚生労働省】 【順調】</p> <p>○ CEPIに対する支援として、令和2年度に27.5億円（25百万ドル、令和2年度当初予算）及び105.9億円（96百万ドル、令和2年度第1次補正予算）を拠出した。【厚生労働省】 【順調】</p>	<p>○ 政府は、GHIT Fund等に対し1億3,000万ドル（143億円）の資金貢献を行う方針を発表しており、同拠出表明の着実な履行等を通じて、今後も、開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発等を促進することにより、開発途上国における保健衛生の向上を目的とした国際貢献を行う。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、平時において需要が少ない感染症ワクチンの国際的な研究開発を推進する。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
<p>○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が研究管理を行う「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）・アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラム）において、現地ニーズに基づいた治療薬・診断薬・ワクチンの開発等のための国際共同研究を推進する。【外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ SATREPSにおいては、令和元年度新規課題2件を採択し、継続課題9件とともに着実に推進した。また、アジア研究ネットワークを生かしたヘルステクノロジーの社会実装に向けてアジア感染症プロジェクト合同シンポジウムをインドネシア（ジャカルタ）で開催した。【文部科学省、外務省】【順調】</p> <p>○ アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラムにおいては、継続課題4件を着実に推進した。また、TICAD7の関連イベントとして、アフリカにおける感染症関連事業に参画する研究者が一堂に会するシンポジウムを開催し、関係者のネットワーク構築に貢献した。【文部科学省】【順調】</p>	<p>○ SATREPSにおいては、令和2年度新規課題を2件採択し、継続課題9件とともに着実に推進した。第5回アフリカ合同シンポジウムを、アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラムと連携して開催した。【文部科学省、外務省】【順調】</p> <p>○ アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラムにおいては、継続課題1件を着実に推進した。また、第5回アフリカ合同シンポジウムをSATREPSと連携して開催した。【文部科学省】【順調】</p>	<p>○ SATREPSにおいては、令和3年度新規課題を採択し、継続課題11件とともに着実に推進する。第6回アフリカ合同シンポジウムを、アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラムと連携して開催する。【文部科学省、外務省】</p> <p>○ アフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラムにおいては、令和3年度新規課題を1件採択し、継続課題1件とともに着実に推進する。また、第6回アフリカ合同シンポジウムを、SATREPSと連携して開催する。【文部科学省】</p>
<p>(5) - 4 クラウドファンディングの活用等による国民的支援の推進</p>	<p>○ 感染症に係る国際機関の取組に対して国内のNGO等が共同して国民や企業に対して広く行うクラウドファンディング等による援助や企業が発行するワクチン債等による支援について、官民連携プラットフォームの場も活用し、その活性化を促進する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 国際機関やNGO等の取組について、必要に応じてフォローアップを行った。【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、国際機関やNGO等の取組について、必要に応じてフォローアップを行う。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>
<p>(5) - 5 薬剤耐性（AMR）グローバル・アクション・プラン</p>	<p>○ 引き続き、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、6つの分野（普及啓発・教育、動向調査・監視、感染予防・管理、抗微生物剤の適正使用、研究開発・創薬、国際協力）に関する目標を実現するための取組を推進した。【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】</p>	<p>○ 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、6つの分野（普及啓発・教育、動向調査・監視、感染予防・管理、抗微生物剤の適正使用、研究開発・創薬、国際協力）に関する目標を実現するための取組を推進した。【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】【順調】</p> <p>○ 詳細は、別途実施した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」のフォローアップを参照。</p>	<p>○ 引き続き、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、6つの分野（普及啓発・教育、動向調査・監視、感染予防・管理、抗微生物剤の適正使用、研究開発・創薬、国際協力）に関する目標を実現するための取組を推進する。【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
<p>2. 国際感染症対応人材育成・派遣プロジェクト</p> <p>(1) 「国際感染症等対応人材登録システム」の創設等</p>	<p>○ 令和2年度までに500名の国際感染症等対応人材の登録に向け、関係各省において以下の人材登録に係る取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁・機関、関連学会等を通じて応募勧奨を引き続き実施していく。【外務省】 グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、国際保健政策人材の育成強化、情報集約の方策等について、有識者を交えて検討を行うなどの活動を行った。また、令和2年度当初予算に約5千万円を計上した。【厚生労働省】【順調】 国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材の情報集約を行った。(国際機関職員等：279名(平成30年12月末現在) 感染症研究国際展開戦略プログラム(J-GRID)の海外研究拠点人材：37名(令和2年3月現在))【文部科学省、厚生労働省】【順調】 	<p>○ 令和2年度までに500名の国際感染症等対応人材の登録を達成し、引き続き関係各省において以下の人材登録に係る取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁・機関、関連学会等を通じて応募勧奨を引き続き実施した。【外務省】【順調】 グローバルヘルス人材戦略センターの人材登録検索システムに2021年7月時点で646人が登録しており、その中で感染症を興味分野として登録している者が156人となった。また、オンラインで、研修を5回行い、センターで就職活動を支援した9名が国際機関やWHOの専門委員会に採用された。さらに、令和3年度当初予算に約4千万円を計上した。【厚生労働省】【順調】 国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材の情報集約を行った。(国際機関職員等：285名(令和元年12月末現在) 新興・再興感染症研究基盤創生事業の海外研究拠点人材：12名(令和3年3月現在))【文部科学省、厚生労働省】【順調】 <p>※「感染症研究国際展開戦略プログラム(J-GRID)」、「感染症研究革新イニシアティブ(J-PRIDE)」の両事業はR2年度より再編・統合し、「新興・再興感染症研究基盤創生事業」として取組を進めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁・機関、関連学会等を通じて応募勧奨を引き続き実施していく。【外務省】 引き続き、グローバルヘルス人材戦略センターの活動支援を始めとした、国際保健人材の育成を行っていく。【厚生労働省】 引き続き、新興・再興感染症研究基盤創生事業の関係者に登録を勧奨する。【文部科学省】

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
<p>(2) 国際感染症等対応人材の育成</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チーム及び厚生労働省等において育成強化・情報集約される人材の育成のため、臨床、疫学、検査・診断、ロジスティクス、マネジメント及び国際保健政策等の分野ごとに求められる適性を明確にしつつ、横断的な視点も含め、関係機関（国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）、国立感染症研究所、JICA等）が連携した効果的な人材育成プログラムを整備し、研修を計画的に実施するとともに、大学における感染症に関する人材育成を推進する。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】</p> <p>○ その研修の一環として、厚生労働省の「感染症危機管理専門家養成プログラム」及び国立感染症研究所の「実地疫学専門家養成コース（FETP-J）」による海外派遣機</p>	<p>○ 令和2年度までに500名の国際感染症等対応人材の登録に向け、関係各省において以下の人材育成に係る取組を実施する</p>	<p>○ 令和2年度までに500名の国際感染症等対応人材の登録を達成し、引き続き関係各省において以下の人材育成に係る取組を実施した</p>	
	<p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者（平成30年度末の217人から令和元年度末の244人と元年度中に27人増加）に対し、令和元年度は導入研修（23人）を実施した。これまでに7割強の登録者が導入研修を受講した（244名中180名が受講）。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者（令和元年度末の244人から令和2年度末の252人と令和2年度中に8人増加）に対し、令和2年度にはサモア・麻しん派遣（令和元年度）のオンライン報告会（42人）を実施した。導入研修については、新型コロナウイルス感染症の蔓延により実施を見送った。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 令和3年度はオンライン研修の可能性も含め研修を実施しつつ、より良い研修内容の検討を進めていく。【外務省】</p>
	<p>・ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、現役国際機関勤務者による個別進路相談を令和元年6、7、8、9月に、WHO等国際機関に興味のある人材を対象としたワークショップを令和元年12月に開催した。また、令和2年度当初予算に約5千万円を計上した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、今までのキャリア相談にくわえて令和2年度は、全国の公衆衛生大学院の教員を対象としたワークショップや国際機関の規範設定人材に特化したワークショップ、国際保健外交ワークショップを行った。令和3年度当初予算に約4千万円を計上した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、引き続き個別進路相談やワークショップを積極的に開催していく。【厚生労働省】</p>
	<p>・ J-GRIDにおいて、アジア・アフリカの海外研究拠点での基礎的研究、実務研修等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を着実に実施した。令和元年度に38名が研修を受講した。【文部科学省】【順調】</p>	<p>・ 新興・再興感染症研究基盤創生事業において、アジア・アフリカの海外研究拠点での研究活動等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、一斉に中止となった。しかし、一部大学においては、その代替措置として国内での疫学研究や病原体解析等の実習を行った。【文部科学省】【やや遅れている】</p> <p>※「感染症研究国際展開戦略プログラム（J-GRID）」、「感染症研究革新イニシアティブ（J-PRIDE）」の両事業はR2年度より再編・統合し、「新興・再興感染症研究基盤創生事業」として取組を進めている。＜再掲＞</p>	<p>・ 引き続き、新興・再興感染症研究基盤創生事業におけるアジア・アフリカの海外研究拠点での研究活動等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を図る。【文部科学省】</p>
	<p>・ 平成29年度に作成した「共通カリキュラム」について、関係省庁／機関に周知し、各種研修・プログラムの内容を把握しつつ、フォローアップを行う。【内閣官房】</p>	<p>・ 平成29年度に作成した「共通カリキュラム」について、関係省庁／機関に周知し、各種研修・プログラムの内容を把握しつつ、フォローアップを行う。【内閣官房】</p>	<p>・ 平成29年度に作成した「共通カリキュラム」について、引き続き関係省庁／機関に周知し、各種研修・プログラムの内容を把握しつつ、フォローアップを行う。【内閣官房】</p>
<p>○ IDES養成プログラムを継続し、国際感染症等対応人材の育成に取り組む。令和元年度は、第2期生2名と第3期生4名をIDESとして登録した。第4期生の2名</p>	<p>○ IDES養成プログラムを継続し、国際感染症等対応人材の育成に取り組む。令和2年度は、第4期生2名をIDESとして登録した。第5期生1名が米国CDCでの実務</p>	<p>○ IDES養成プログラムを継続し、国際感染症等対応人材の育成に取り組む。令和3年度は、第5期生1名をIDESとして登録する。第6期生5名がWHOやCDC等の海</p>	

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
<p>関や国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) が研究管理を行う「感染症研究国際展開戦略プログラム (J-GRID)」のアジア・アフリカ諸国の研究開発拠点の活用等により、海外における実務研修を行う。【文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>はWHOとPublic Health of Englandでの実務研修を行った(令和2年4月まで)。第5期生3名が国内で研修を開始した。なお、第2期生1名と第3期生2名の計3名が、令和元年8月～9月に国際緊急援助隊・感染症対策チームの一員としてコンゴ民主共和国に派遣され、国際協力をを行った。さらにSTOP VPDs Program被推薦者はWHO職員として、アフリカとWHO西太平洋地域加盟国内で感染症危機管理の訓練を受ける。加えてSTOP VPDs Programへ5名の参加者の推薦を行った。また、令和2年1月以降、複数名のIDESが厚生労働省にて新型コロナウイルス感染症対策の対応にあたった。【順調】<一部再掲>【厚生労働省】</p>	<p>研修を開始した。他第5期生2名は新型コロナウイルス感染症流行の影響で派遣が遅れたが、令和2年度後半よりWHOとPublic Health Englandでの実務研修を開始した。第6期生5名が国内で研修を開始した。また、令和2年度はSTOP VPDs Programの募集が行われなかった。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>外機関での実務研修を開始する。第7期生6名が国内で研修を開始する。STOP VPDs Programに関しては募集が再開されれば参加者の推薦を行う。【厚生労働省】</p>
	<p>○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、原則として研修期間は2年間として、令和元年度は第21期生として6名を採用した。また、引き続き国際緊急援助隊・感染症対策チームにFETP-J研修生を登録していく。【厚生労働省】</p>	<p>○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、原則として研修期間は2年間として、令和2年度は第22期生として5名を採用した。また、国際緊急援助隊・感染症対策チームに第21期FETP-J研修生5名を登録した。【厚生労働省】</p>	<p>○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、研修期間は2～3年間とし、令和3年度は第23期生として10名を採用する予定である。また、引き続き国際緊急援助隊・感染症対策チームにFETP-J研修生を登録していく。【厚生労働省】</p>
	<p>○ J-GRIDにおいて、アジア・アフリカの海外研究拠点での基礎的研究、実務研修等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を着実に実施した。令和元年度に38名が研修を受講した。【文部科学省】【順調】<再掲></p>	<p>○ 新興・再興感染症研究基盤創生事業において、アジア・アフリカの海外研究拠点での研究活動等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、一斉に中止となった。しかし、一部大学においては、その代替措置として国内での疫学研究や病原体解析等の実習を行った。【文部科学省】【やや遅れている】<再掲> ※「感染症研究国際展開戦略プログラム (J-GRID)」、「感染症研究革新イニシアティブ (J-PRIDE)」の両事業はR2年度より再編・統合し、「新興・再興感染症研究基盤創生事業」として取組を進めている。<再掲></p>	<p>○ 引き続き、新興・再興感染症研究基盤創生事業におけるアジア・アフリカの海外研究拠点での研究活動等を通じて、国際感染症等対応人材の育成を図る。【文部科学省】</p>
	<p>・ 平成29年度に作成した「共通カリキュラム」について、引き続き関係省庁／機関に周知し、各種研修・プログラムの内容を把握しつつ、フォローアップを行う。【内閣官房】<再掲></p>		

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
<p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備に向けて、感染症対策チーム支援委員会及び作業部会において課題検討を行うとともに、派遣要員登録者に対し、国際緊急援助一般に関する導入研修及び専門分野に応じた機能別研修を順次実施する。【外務省】</p>	<p>○ 感染症対策チーム支援委員会、作業部会等における課題検討を継続して実施した（令和元年度は、支援委員会1回、作業部会1回を実施）。また、外務省主催で作業部会長・班長・副班長を中心とした専門家とJICAを招集し、今後の派遣を見据えた関係者間の情報共有と相互理解の促進を目的とする「課題検討会」の第2回会合を開催した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者に対し、令和元年度は導入研修（1回）を実施した。導入研修実施時の参加者による感想に基づき、次回以降の研修内容を専門家の意見や知見を取り入れながら改善していく予定。なお、これまでに7割強の登録者（244名中180名）が導入研修を受講した。</p> <p>○ 機能別研修は、疫学班および公衆衛生対応班を対象に、米CDCから講師陣を招聘して、令和元年度に1回実施（26名）した。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 感染症対策チーム支援委員会における課題検討を継続して実施した（令和2年度は、支援委員会1回実施）。また、外務省主催で作業部会長・班長・副班長を中心とした専門家とJICAを招集し、今後の派遣を見据えた関係者間の情報共有と相互理解の促進を目的とする「課題検討会」を2回開催した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者に対し、令和2年度はサモア・麻しん派遣のオンライン報告会を実施した。報告会で挙げられた課題や参加者によるアンケートでの指摘事項に基づき、次回以降の派遣や研修・報告会の内容を専門家の意見や知見を取り入れながら改善していく予定。なお、導入研修および機能別研修については、新型コロナウイルス感染症の蔓延により実施を見送った。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き感染症対策チーム課題検討会、支援委員会、作業部会、班別会合等を通じ、体制整備のための検討を実施する。【外務省】</p> <p>○ 令和3年度はオンライン研修の可能性も含め引き続き研修を実施しつつ、より良い研修内容の検討を進めていく。【外務省】</p>
<p>○ 感染症対応の専門的知見を有する自衛隊の医官等の増員及び能力の向上を図るため、研修の拡充や研修修了後の継続的な技能維持方を検討する。【防衛省】</p>	<p>○ 感染症対応能力を有する自衛隊の医官等の育成を継続的に推進した。（令和元年度は新規受講者1名）【防衛省】【順調】</p> <p>○ 感染症対応部隊の隊員に係る国立感染症研究所での研修プログラムを継続した。【防衛省】【順調】</p> <p>○ 感染症に係る海外研修先の確保の取り組みを継続した。【防衛省】【順調】</p> <p>○ 引き続き、防衛医科大学校の医学科学生を対象としたエボラ出血熱等に関する授業（個人防護具（PPE）着脱の実習等を含む）や看護学科学生を対象とした感染症看護や国際看護に関する授業を実施した。【防衛省】【順調】</p> <p>○ 引き続き、防衛医科大学校の専門研修医官等初動応急対応処訓練において、専門研修2年目の専門研修医官に対し感染症の教育及び対応要領等に関する訓練を実施した。【防衛省】【順調】</p>	<p>○ 感染症対応能力を有する自衛隊の医官等の育成を継続的に推進した。（令和2年度は新規受講者1名）【防衛省】【順調】</p> <p>○ 感染症対応部隊の隊員に係る国立感染症研究所での研修プログラムを継続した。【防衛省】【順調】</p> <p>○ 感染症に係る海外研修先の確保の取り組みを継続した。【防衛省】【順調】</p> <p>○ 引き続き、防衛医科大学校の医学科学生を対象としたエボラ出血熱等に関する授業（個人防護具（PPE）着脱の実習等を含む）や看護学科学生を対象とした感染症看護や国際看護に関する授業を実施した。【防衛省】【順調】</p> <p>○ 引き続き、防衛医科大学校の専門研修医官等初動応急対応処訓練において、専門研修2年目の専門研修医官に対し感染症の教育及び対応要領等に関する訓練を実施した。【防衛省】【順調】</p>	<p>○ 感染症対応能力を有する自衛隊の医官等の育成を継続的に推進する。（令和3年度は新規受講者1名）【防衛省】</p> <p>○ 感染症対応部隊の隊員に係る国立感染症研究所での研修プログラムを継続する。【防衛省】</p> <p>○ 感染症に係る海外研修先の確保の取り組みを継続する。【防衛省】</p> <p>○ 引き続き、防衛医科大学校の医学科学生を対象としたエボラ出血熱等に関する授業（個人防護具（PPE）着脱の実習等を含む）や看護学科学生を対象とした感染症看護や国際看護に関する授業を実施していく。 特に新型コロナウイルス感染症については、実際の臨床例に基づいた具体的な教育を重視する。【防衛省】</p> <p>○ 引き続き、防衛医科大学校の専門研修医官等初動応急対応処訓練において、専門研修2年目の専門研修医官に対し感染症の教育及び対応要領等に関する訓練を実施していく。【防衛省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、各種認定看護師養成の枠組みにおいて感染症を重視した。【防衛省】【順調】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、各種認定看護師養成の枠組みにおいて感染症を重視した。【防衛省】【順調】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、各種認定看護師養成の枠組みにおいて感染症を重視する。【防衛省】 	
<p>(3) 国際感染症等対応人材の派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」派遣要員については、「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」の派遣の枠組みにより、感染症の発生・拡大時には速やかに派遣できるよう準備を進める。また、厚生労働省等において育成強化・情報集約の仕組みを早急に検討の上、その実施を図り、国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材（政策・技術人材）の派遣を促進する。【外務省、厚生労働省】 ○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備に向けて、JICAによる導入研修及び機能別研修のほか、感染症の流行を想定したシミュレーション訓練等を実施するとともに、チームが派遣される際の携行資機材を導入し、その保管、維持・管理、見直しを継続的に行うほか、WHOの持つ専門性やネットワークを十分活用することにより感染症に関する情報共有・意見交換を行いつつ、同チームの活動の安全、適切な活動内容の確保を図る。【外務省】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外における大規模な感染症の流行・拡大時には速やかに国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣できるよう、平時からの外務省、JICA、専門家との意見交換、課題検討の機会として、令和2年度内に第三回「課題検討会」を開催予定。【外務省】【順調】 ○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、人材の派遣に向けて、国際機関等からの情報収集や分析を行い、ワークショップの場等を通じて発信した。また、令和2年度当初予算に約5千万円を計上した。【厚生労働省】【順調】 ○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣要員登録者に対し、令和元年度は導入研修（1回）を実施した。これまでに7割強（244名中180名）の登録者が導入研修を受講した。また、機能別研修は令和元年度に、疫学班および公衆衛生対応班を対象に、米CDCから講師陣を招聘して、1回実施（26名）した。【外務省】【順調】 ○ 共催国の検討を含め、実施に向けた調整を継続している。【外務省】【順調】 ○ 感染症対策チームの専門家の助言も踏まえ、適切な個人防護具（PPE）を購入し、一定数を緊急時の対応に備えて成田倉庫に常時保管している。【外務省】【順調】 ○ WHO傘下のGOARNネットワークにJDR事務局がパートナー団体として登録されており、GOARN事務局の依頼に応じ、登録情報（専門分野や人数等）を更新している。また、感染症危機に対する国際支援が求められる際にはGOARNからの情報を参考にしつつ対応を検討している。【外務省】【順調】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外における大規模な感染症の流行・拡大時には速やかに国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣できるよう、平時からの外務省、JICA、専門家との意見交換、課題検討の機会として、「課題検討会」を2回開催した。【外務省】【順調】 ○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、人材の派遣に向けて、国際機関等からの情報収集や分析を行い、ワークショップの場等を通じて発信した。また、令和3年度当初予算に約4千万円を計上した。【厚生労働省】【順調】 ○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの登録隊員が、WHO EMT Highly Infectious Disease Technical Working Group (HID TWG) に参画し、感染症対策に係る情報共有、意見交換を行った。【外務省】【順調】 ○ 共催国の検討を含め、実施に向けた調整を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により中断を余儀なくされた。【外務省】【遅れている】 ○ 感染症対策チームの専門家の助言も踏まえ、適切な個人防護具（PPE）を購入し、一定数を緊急時の対応に備えて成田倉庫に常時保管している。【外務省】【順調】 ○ WHO傘下のGOARNネットワークにJDR事務局がパートナー団体として登録されており、GOARN事務局の依頼に応じ、登録情報（専門分野や人数等）を更新している。また、感染症危機に対する国際支援が求められる際にはGOARNからの情報を参考にしつつ対応を検討している。【外務省】【順調】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速な支援を実施するため、引き続き関係省庁、感染症専門家と協力しつつ課題解決と体制整備に努める。【外務省】 ○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、引き続き国際機関等の情報収集や分析を戦略的に実施し、国際保健政策人材の国際機関等への送り出しを促進する。【厚生労働省】 ○ オンライン研修の可能性も含め研修を実施しつつ、よりよい研修内容の検討を進めていく。【外務省】 ○ シミュレーション訓練等については、より効率的な方法を検討し、実施を目指していく。【外務省】 ○ 引き続き国際緊急援助隊・感染症対策チームの活動に資する平素の準備の一環として必要資機材の検討を進めていく。【外務省】 ○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの参考とすべく、引き続きWHOやGOARNと連携しながら感染症危機への対応を検討していく。【外務省】

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
<p>○ 「国際緊急援助隊・感染症対策チーム」への参加隊員が活動中に感染症に罹患した場合に、同人の健康被害を最小化し、その生命の安全を確保するために、本格的なチーム派遣の体制整備の完了の目標時期としている平成28年度第2四半期までに、我が国を含む安全な場所への搬送等のサービスを提供する民間企業との間での契約の締結を目指す。【外務省】</p> <p>○ 国際緊急援助隊・感染症対策チームが国際緊急援助活動を行うにあたり、民間アセットでは対応が困難な場合で、他の代替手段によることができない場合は、外務省と防衛省が協議し、当該活動を支援するため、厚生労働省、外務省等関係省庁と連携して、必要な人員又は資機材その他の物資の海外の地域への自衛隊による輸送を実施する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】</p>	<p>○ 平成28年9月に民間業者と締結した緊急搬送に係る契約を継続するとともに、隊員の派遣中の安全管理に関し検討を進めた。【外務省】【順調】</p> <p>○ 関係省庁委員を含む、感染症対策チーム支援委員会の場等で、平時から国際緊急援助隊・感染症対策チームの体制整備の検討状況、他省庁における取組の状況等について随時情報共有し、いざという時に迅速に協議ができるような緊密な連絡体制を維持している。【外務省】【順調】</p> <p>○ 国際緊急援助活動において必要となる人員又は資機材その他の物資を自衛隊機で海外地域へ輸送するための態勢を維持・継続した。【防衛省】【順調】</p>	<p>○ 平成28年9月に民間業者と締結した緊急搬送に係る契約を継続するとともに、隊員の派遣中の安全管理に関し検討を進めた。【外務省】【順調】</p> <p>○ 関係省庁委員を含む、感染症対策チーム支援委員会の場等で、平時から国際緊急援助隊・感染症対策チームの体制整備の検討状況、他省庁における取組の状況等について随時情報共有し、いざという時に迅速に協議ができるような緊密な連絡体制を維持した。【外務省】【順調】</p> <p>○ 国際緊急援助活動において必要となる人員又は資機材その他の物資を自衛隊機で海外地域へ輸送するための態勢を維持・継続した。【防衛省】【順調】</p>	<p>○ 当該契約の継続により隊員が罹患した場合に対応できるよう体制を維持するとともに、さらなる派遣中の隊員の安全確保や搬送等の迅速化に向けて検討を継続する。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、関係省庁と協力しながら国際緊急援助隊・感染症対策チームの体制整備・課題解決に取り組んでいく。【外務省】</p> <p>○ 国際緊急援助活動において必要となる人員又は資機材その他の物資を自衛隊機で海外地域へ輸送するための態勢を維持・継続していく。【防衛省】</p>
<p>(4) 国際感染症等対応人材のキャリアパス支援</p> <p>○ 国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材（政策・技術人材）について、キャリアパスを支援する観点から、厚生労働省等において、外務省や文部科学省などの関係省庁の協力も得て、派遣先となり得る国際機関や、国内の関係機関のポスト、求められる能力等の情報収集・提供、現状分析を継続的に行うとともに、それらの情報等を活用することにより、当該人材と国内関係機関とのマッチングを図る。【外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、国際機関等と人材とのマッチングに向けて、国際機関等からの情報収集や分析を行い、これらの情報を、国際保健分野に関心のある専門家等人材に提供した。また、令和2年度当初予算に約5千万円を計上した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、国際機関等と人材とのマッチングに向けて、国際機関等からの情報収集や分析を行い、これらの情報を、国際保健分野に関心のある専門家等人材に提供した。また、令和3年度当初予算に約4千万円を計上した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、引き続き国際機関等からの情報収集や分析を進め、マッチングによるキャリアパス支援に努める。【厚生労働省】</p>
<p>3. 感染症危機管理体制強化プロジェクト</p>			
<p>(1) BSL4施設を有する国立感染症研究所を中心とした危険性の高い病原体等の検査体</p> <p>○ 国立感染症研究所において、エボラ出血熱等の一類感染症に係る確定検査を行うことを基本として、その検査機能の強化及び予防・治療に係る業務の推進を図る。【厚生労働省】</p>	<p>○ 国立感染症研究所においては、地域とのリスクコミュニケーションを図りつつ、BSL4相当の病原体を取り扱うために、設備面・検査診断面においてより確実な体制を構築する活動をした。具体的には、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より精度と感度の高い検査法整備に必要なBSL4相当病原体の所持とそれを使用した検査法整備が必要であることを国立感染症研究所村山庁舎施設連絡 	<p>○ 地域とのリスクコミュニケーションを丁寧かつ慎重に図りつつ、BSL4施設が安全に運用できるよう村山庁舎全体の安全対策（施設、警備）を強化・維持するとともに、検査診断面において確実な体制を構築した。具体的には、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立感染症研究所に設置されているBSL4施設内で、感染性ウイルスを用いた治療・予防法に関する作業を実施した。 	<p>○ 引き続き、地域とのリスクコミュニケーションを丁寧かつ慎重に図りつつ、BSL4施設が安全に運用できるよう村山庁舎全体の安全対策（施設、警備）を強化・維持するとともに、検査診断面において確実な体制を構築する。【厚生労働省、警察庁】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
<p>制の強化及び予防・治療等に係る業務の推進</p>	<p>協議会等で説明するとともに、地域住民の方々に説明会を開催し、十分な理解を得た上で、BSL4相当の病原体を所持するに至った。国立感染症研究所感染研村山庁舎のセキュリティを高める作業を行った。【厚生労働省】【順調】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立感染症研究所に設置されているBSL4施設内で、感染性ウイルスを用いた治療・予防法に関する作業を実施した。【厚生労働省】【順調】 	<p>【厚生労働省、警察庁】【順調】</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開発等の実施のため、海外のBSL4施設との検査・研究における協力関係の構築等により国際連携を強化した。具体的には、世界健康安全アクショングループラボラトリーネットワーク会議（GHSAG-LN）に出席し、国際的脅威となる感染症対策に関する事項について関係国との意見交換を行うなど、GHSAG-LN関連機関と共同して新興・再興感染症対応能力の強化を図った。【厚生労働省】【順調】 	<ul style="list-style-type: none"> 国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開発等の実施のため、海外のBSL4施設との検査・研究における協力関係の構築等により国際連携を推進した。具体的には、国際的脅威となる感染症対策に関する事項について関係国との意見交換を行うなど、GHSAG-LN関連機関と共同して新興・再興感染症対応能力の強化を図った。【厚生労働省】【順調】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開発等の実施のため、海外のBSL4施設との検査・研究における協力関係の構築等により国際連携を推進する。【厚生労働省】
	<ul style="list-style-type: none"> 国立感染症研究所に設置されているBSL-4施設におけるバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化した。【厚生労働省】【順調】 	<ul style="list-style-type: none"> 国立感染症研究所に設置されているBSL-4施設におけるバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化した。【厚生労働省】【順調】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、BSL4施設におけるバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化する。【厚生労働省】
	<ul style="list-style-type: none"> 国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開発等の実施のための人材育成に努めた。【厚生労働省】【順調】 	<ul style="list-style-type: none"> 国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開発等を実施するための人材育成に努めた。【厚生労働省】【順調】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国内におけるエボラ出血熱等の一類感染症の検査の実施、治療・予防等の開発等を実施するための人材育成に努める。【厚生労働省】
	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、新たな診療ガイドラインを作成する等、検査体制整備を進める。【厚生労働省】 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、新たな診療ガイドラインを作成する等、検査体制整備を進める。【厚生労働省】 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、新たな診療ガイドラインを作成する等、検査体制整備を進める。【厚生労働省】
	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国立感染症研究所における訓練を通じて、全国の地方衛生研究所の検査実施体制の維持を図る。【厚生労働省】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国立感染症研究所における訓練を通じて、全国の地方衛生研究所の検査実施体制の維持を図る。【厚生労働省】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国立感染症研究所における訓練を通じて、全国の地方衛生研究所の検査実施体制の維持を図る。【厚生労働省】
	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、FETP-Jや研修会等を通じて、各地域の地方衛生研究所と国立感染症研究所とのネットワーク構築を図る。【厚生労働省】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、FETP-Jや研修会等を通じて、各地域の地方衛生研究所と国立感染症研究所とのネットワーク構築を図る。【厚生労働省】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、FETP-Jや研修会等を通じて、各地域の地方衛生研究所と国立感染症研究所とのネットワーク構築を図る。【厚生労働省】

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針	
<p>(2) 海外における感染症情報の収集・分析・評価の強化</p>	<p>○ 国立感染症研究所の情報収集・分析・評価機能を強化するため、WHO等の国際機関、米国CDC や他国公衆衛生機関、在外公館、国内外のメディア等からの必要な情報を一元的に集約・管理するとともに、判断・処理プログラム等を活用してこれらの情報を迅速かつ的確に分析・評価する体制を整備する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 在外公館から報告された公電による情報を厚生労働省等関係省庁に速やかに共有するとともに、必要に応じて当該情報を厚生労働省から国立感染症研究所に共有した。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 在外公館から報告された公電による情報を厚生労働省等関係省庁に速やかに共有した。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 現在の取組を継続する。【外務省】</p>
	<p>○ 海外において発生した感染症について、発生国内の公衆衛生等に関する情報収集を強化するため、在外公館の「医務官」の感染症に係る専門的知識の習得を目的とした研修を国立感染症研究所等において開始する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 令和元年度中、新たにERT要員に指名された医務官が存在したが、コロナ禍により国立感染症研究所におけるFETP-J初期導入研修は中止となった【外務省】【遅れている】</p>	<p>○ 令和2年度にFETP-J初期導入研修が中止となったため、医務官を研修に参加させることができなかった。【外務省・領政】【遅れている】</p>	<p>○ 令和3年度にFETP-J初期導入研修が開催される場合には、医務官を参加させる方向で調整していく。【外務省】</p>
	<p>○ 在外邦人に対する感染症危険情報の発出、健康安全講話の実施等によるリスクコミュニケーションが適切に行われるよう、外務省、厚生労働省及び国立感染症研究所の連携体制を整備する。また、健康安全講話については、必要に応じて感染症の流行国・地域に専門医を派遣して実施する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 厚生労働省及び国立感染症研究所と速やかな情報共有が可能な現在の体制を維持し、引き続き連携に努めた。【外務省】【順調】</p> <p>○ 令和元年度は、アジア、中東、アフリカの7公館8都市において、在外邦人のニーズを捉え、時宜を得た健康安全講話を実施した。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 厚生労働省及び国立感染症研究所と速やかな情報共有が可能な現在の体制を維持し、引き続き連携に努めた。【外務省】【順調】</p> <p>○ 令和2年度において、在外邦人のニーズを捉えた、健康安全講話を実施することができなかった。【外務省】【遅れている】</p>	<p>○ 現在の取組を継続する。【外務省】</p> <p>○ 令和3年度においても、在外邦人のニーズを捉えた健康安全講話を実施すべく、調整中。【外務省】</p>
<p>(3) 感染症に係る有識者群の確保及びリスクコミュニケーションの充実</p>	<p>○ エボラ出血熱や今後の国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、それぞれ有識者を選定し、今後、国内対策や国際的な対応が必要となった場合に専門的な相談が迅速かつ円滑に行える体制を整備するとともに、これにより政府におけるリスクコミュニケーションの充実を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>○ 新型コロナウイルスへの対策のため、「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（厚生労働省）」を開催するとともに、国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、国内対策や国際的な対応が必要となった場合に関係省庁が連携して専門的な相談が迅速かつ円滑に行えるよう、関係省庁において、以下の取組を通じて、専門家とのネットワークを構築した。</p> <p>「一類感染症に関する検討会（厚生労働省）」「新型インフルエンザ等対策有識者会議（厚生労働省）」「薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会（厚生労働省）」「日本ポリオ根絶会議（厚生労働省）」等を開催した。【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 新型コロナウイルスへの対策のため、「新型コロナウイルス感染症対策分科会（内閣官房）」や「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（厚生労働省）」等を開催するとともに、国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、国内対策や国際的な対応が必要となった場合に関係省庁が連携して専門的な相談が迅速かつ円滑に行えるよう、関係省庁において、以下の取組を通じて、専門家への相談体制を構築した。</p> <p>「一類感染症に関する検討会（厚生労働省）」「新型インフルエンザ等対策有識者会議（厚生労働省）」「薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会（厚生労働省）」「日本ポリオ根絶会議（厚生労働省）」等を開催した。【内閣官房、外務省、厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 今後も、新型コロナウイルス対策に専門家との連携を密にして取り組むとともに、国際的な状況を踏まえ対応が必要となる感染症について、国内対策や国際的な対応が必要となった場合に関係省庁が連携して専門的な相談が迅速かつ円滑に行えるよう、平時から、関係省庁において、事業執行を通じて専門家への相談体制の構築を進める。また、必要に応じ、「一類感染症に関する検討会」等を開催することとする。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針	
4. 感染症研究体制推進プロジェクト				
(1) 感染症研究拠点の形成	<p>○ 国内の大学等の研究機関における感染症に係る基礎研究能力の向上及び危険性の高い病原体等の取扱いに精通した人材の育成・確保等を図るため、病原体解析、動物実験、治療法・ワクチン開発等の研究開発が可能な最新の設備を備え、安全性の確保に最大限配慮したBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成について、長崎大学の検討・調整状況等も踏まえつつ、必要な支援を行うなど、我が国における感染症研究機能の強化を図る。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>○ 長崎大学のBSL4施設整備について、長崎大学が平成29年9月に取りまとめた基本構想に基づき施設設計等を進め、平成30年12月に建設を開始しているところであり、関係省庁において関係閣僚会議決定等を踏まえ、以下の取組を実施した。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】【順調】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎大学のBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成を支援するため、令和元年度当初予算において約30.5億円を措置するとともに、令和2年度当初予算案に約43.8億円を計上した。 ・「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省）を計2回開催し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場からチェックした。（第7回：令和元年8月2日、第8回：令和2年2月21日） 	<p>○ 長崎大学のBSL4施設整備については、長崎大学が平成29年9月に取りまとめた基本構想に基づき施設設計等を進め、令和3年7月の竣工に向けて建設工事中であり、関係省庁においては、関係閣僚会議決定等を踏まえ、以下の取組を実施した。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】【順調】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎大学のBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成を支援するため、令和2年度当初予算において約43.8億円を措置するとともに、令和3年度当初予算案に約22.8億円を計上した。 ・「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省）を1回開催し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場からチェックした。（第9回：令和3年3月5日） 	<p>○ 高度安全実験施設を中核とした感染症研究拠点の形成に向けては、今後、長崎大学においてBSL4の本格稼働のための各種検証作業や、施設の厚生労働大臣指定に係る手続きを進める必要があることから、関係府省においては、これらの取組をチェックするとともに、必要な支援を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p>
	<p>○ このため、本年度内に、関係省庁、関係自治体及び大学等から構成される協議会を内閣官房に設けて、上記のBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成に必要な支援方策等について以下の点を含め検討・調整し、推進する。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① BSL4施設の具体的な活用方策等（感染症に関する病原体や疫学等の基礎研究・人材育成、医薬品創出のための研究開発等、そのためのネットワークや連携・協力の在り方） ② BSL4施設の機能及び運営方法等の在り方 	<p>○ 長崎大学のBSL4施設的设计・建設段階において、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」を内閣官房（事務局）に設けるとともに、適宜、計画の進捗状況や、安全確保方策に関する検討状況等を把握し、その他関係事項について大学側と協議を行い関係省庁間で必要な調整等を行った。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 長崎大学のBSL4施設的设计・建設段階において、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」を内閣官房（事務局）に設けるとともに、適宜、計画の進捗状況や、安全確保方策に関する検討状況等を把握し、その他関係事項について大学側と協議を行い関係省庁間で必要な調整等を行った。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 長崎大学のBSL4施設について、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）を継続的に開催し、計画の進捗状況を把握し、関係省庁間で必要な調整等を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p>
	<p>○ 国立感染症研究所において、BSL4施設等の試験検査、予防及び治療に係る機能を強化するとともに、病原体等に係る管理体制、施設整備・維持管理に関する研修を実施し、BSL4施設の運営管理等に必要な人材を育成する。【厚生労働省】</p>	<p>○ 国立感染症研究所においては、村山庁舎のBSL4施設の管理運営体制の強化のみならず、試験検査に必要な設備機器等の整備及び適切な人員の配置を行っている。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 国立感染症研究所においては、国内の感染症対策拠点となるべく、感染症の研究発展に必要な設備機器等の整備及び適切な人員の配置を行っている。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、国立感染症研究所においては、国内の感染症対策拠点となるべく、感染症の研究発展に必要な設備機器等の整備及び適切な人員の配置を行っている。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文		令和元年度における 取組状況	令和2年度における 取組状況	今後の取組方針
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立感染症研究所に設置されているBSL4施設内で、感染性ウイルスを用いた治療・予防法に関する作業を実施した。【厚生労働省】【順調】 ○ 国立感染症研究所BSL4施設稼働に伴うバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化するための講習会・研修会を開催し、作業従事者への教育を徹底した。【厚生労働省】【順調】 ○ 上記の活動を基にBSL4施設等の試験検査、予防及び治療等に係る機能の強化等のための人材育成を行った。【厚生労働省】【順調】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立感染症研究所に設置されているBSL4施設内で、感染性ウイルスを用いた治療・予防法に関する作業を行った【厚生労働省】【順調】。 ○ 国立感染症研究所BSL4施設稼働に伴うバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化するための講習会・研修会を開催し、作業従事者への教育を徹底した。【厚生労働省】【順調】 ○ 上記の活動を基にBSL4施設等の試験検査、予防及び治療等に係る機能の強化等のための人材育成を行った。【厚生労働省】【順調】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、国立感染症研究所に設置されているBSL4施設内で、感染性ウイルスを用いた治療・予防法に関する業務を適切に行っていく。【厚生労働省】 ○ 引き続き、国立感染症研究所BSL4施設稼働に伴うバイオセーフティ・バイオセキュリティを維持・強化するための講習会・研修会を開催し、作業従事者への教育を徹底する。【厚生労働省】 ○ 引き続き、上記の活動を基にBSL4施設等の試験検査、予防及び治療等に係る機能の強化等のための人材育成を行う。【厚生労働省】
(2) 危険性の高い病原体等の感染症関係の研究開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「医療分野研究開発推進計画」（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）に基づき、一類感染症の病原体等に係る研究開発をはじめ、感染症関係の研究開発を、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）による基礎から実用化まで切れ目ない研究支援の下で着実に推進する。これにより、科学的根拠に基づく施策の推進を図るとともに、研究成果を治療薬・診断薬・ワクチンの開発等につなげるほか、国際共同研究等を推進し、大学等研究機関の人材育成を図る。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」において、国内外の感染症に関する基礎研究及び基盤技術の開発から、診断法・治療法・予防法の開発等の実用化研究まで、感染症対策に資する研究開発を切れ目なく推進した。【厚生労働省】【順調】 ○ J-GRIDにおいて、アジア・アフリカの海外研究拠点（9か国9拠点）で、相手国機関と協力し、現地で蔓延する病原体に対する疫学研究、診断治療薬等の基礎的研究を着実に推進するとともに、海外研究拠点を活用する共同研究及び病原体ゲノムデータベースを活用する共同研究を推進したほか、「感染症研究革新イニシアティブ（J-PRIDE）」において病原性の高い病原体等に関する創薬シーズの標的探索研究等の基礎的研究を推進した。【文部科学省】【順調】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」において、国内外の感染症に関する基礎研究及び基盤技術の開発から、診断法・治療法・予防法の開発等の実用化研究まで、感染症対策に資する研究開発を切れ目なく推進した。【厚生労働省】【順調】 ○ 新興・再興感染症研究基盤創生事業において、アジア・アフリカの海外研究拠点で、疫学研究、予防・診断・治療薬の開発に資する基礎的研究を推進するとともに、海外研究拠点及び病原体ゲノムデータベース等を活用した共同研究の推進を予定した。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、日本人研究者が渡航できなかった拠点もあったことから、所期の研究目標から遅れがみられた研究分野もあった。このほか、感染症学以外の分野を専門とする研究者との連携による多分野融合研究を主に国内において推進した。【文部科学省】【やや遅れている】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」において、国内外の感染症に関する基礎研究及び基盤技術の開発から、診断法・治療法・予防法の開発等の実用化研究まで、感染症対策に資する研究開発を切れ目なく推進する。【厚生労働省】 ○ 引き続き、新興・再興感染症研究基盤創生事業において、アジア・アフリカの海外研究拠点で、疫学研究、予防・診断・治療薬の開発に資する基礎的研究を推進するとともに、海外研究拠点及び病原体ゲノムデータベース等を活用した共同研究を推進する。また、感染症学以外の分野を専門とする研究者との連携による多分野融合研究を推進する。【文部科学省】
			<ul style="list-style-type: none"> ※「感染症研究国際展開戦略プログラム（J-GRID）」、「感染症研究革新イニシアティブ（J-PRIDE）」の両事業はR2年度より再編・統合し、「新興・再興感染症研究基盤創生事業」として取組を進めている。<再掲> 	

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
	<p>○ SATREPSにおいて、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連携により、インドネシアに生息するオオコウモリが危険性の高い複数の人獣共通ウイルスを保有していることを明らかにするなど、アジア、アフリカ等の開発途上国との感染症分野等の地球規模課題の解決につながる医療分野の国際共同研究を着実に推進した。【文部科学省】【順調】</p>	<p>○ SATREPSにおいて、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連携により、エボラウイルス抗原迅速診断キットの国内製造販売承認を取得するなど、アジア、アフリカ等の開発途上国との感染症分野等の地球規模課題の解決につながる医療分野の国際共同研究を着実に推進した。【文部科学省】【順調】</p>	<p>○ SATREPSにおいて、アジア、アフリカ等の開発途上国との感染症分野等の地球規模課題の解決につながる医療分野の国際共同研究を推進する。【文部科学省】</p>
5. 感染症国内対処能力強化プロジェクト			
<p>(1) 薬剤耐性（AMR）対策の推進</p>	<p>○ 薬剤耐性（AMR）に関する対策の総合的な推進を図るため、推進チームの下に、昨年12月、「薬剤耐性に関する検討調整会議」を設置・開催した。同会議において、ワンヘルスの視点に基づき、医療、畜産、食品安全等の分野にわたる横断的な取組の検討を進め、本年3月までに、我が国としての「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を策定し、薬剤耐性（AMR）対策の強化を図る。【内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】</p> <p>○ 国立感染症研究所において、薬剤耐性菌等による院内感染症に関するサーベイランス（JANIS）や病原体解析の体制強化を行うとともに、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）等と連携して、我が国の薬剤耐性菌対策に係る感染症制御機能を包括的に担える体制を構築する。【厚生労働省】</p>	<p>○ 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、6つの分野（普及啓発・教育、動向調査・監視、感染予防・管理、抗微生物剤の適正使用、研究開発・創薬、国際協力）に関する目標を実現するための取組を推進した。【内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】</p> <p>○ 詳細は、別途実施した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」のフォローアップを参照。</p> <p>○ 我が国の「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」の目標の1つである適切な感染予防・管理の実践を実現するための取組として、JANIS機能を強化（令和元年度に開催したJANIS運営会議決定事項のシステムへの順次実装、入力支援ソフトの改善等）するとともに、地域連携ネットワーク等を用いて院内感染対策を支援した。NESID登録データを活用したリスクアセスメントを通し、自治体でのAMR対応・院内感染対策を支援した【厚生労働省】</p> <p>○ 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」の目標のうち、普及啓発・教育を目標とした「薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンター」において、ポスターやリーフレット等を用いて、一般市民や医療従事者に対する薬剤耐性の普及啓発を行った。また、国立感染症研究所に設置された「薬剤耐性研究センター」においては、動向調査・監視や薬剤耐性菌の研究を行う体制が構築された【厚生労働省】</p>	<p>○ 引き続き、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、6つの分野（普及啓発・教育、動向調査・監視、感染予防・管理、抗微生物剤の適正使用、研究開発・創薬、国際協力）に関する目標を実現するための取組を推進する。【内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】</p> <p>○ 詳細は、別途実施した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」のフォローアップを参照。</p> <p>○ JANIS機能の強化、地域連携ネットワーク等を用いた院内感染対策支援を引き続き推進していく。NESID登録データを活用したリスクアセスメントを通し、自治体でのAMR対応・院内感染対策を支援していく【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き「薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンター」による臨床疫学事業、情報・教育支援事業を推進し、「薬剤耐性研究センター」による薬剤耐性に関する包括的シンクタンク機能を強化していく。「薬剤耐性研究センター」はWHO AMR CCとして主に東南アジアにおけるAMR対策（JANIS海外展開、WHO三輪車プロジェクトの支援、アウトブレイク対応ガイドブック作成等）を実施していく。【厚生労働省】</p>
	<p>○ 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」の目標のうち、普及啓発・教育を目標とした「薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンター」において、ポスターやリーフレット等を用いて、一般市民や医療従事者に対する薬剤耐性の普及啓発を行った。また、国立感染症研究所に設置された「薬剤耐性研究センター」においては、動向調査・監視や薬剤耐性菌の研究を行う体制が構築された【厚生労働省】</p>	<p>○ 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」の目標のうち、普及啓発・教育を目標とした「薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンター」において、ポスターやリーフレット等を用いて、一般市民や医療従事者に対する薬剤耐性の普及啓発を行った。また、国立感染症研究所に設置された「薬剤耐性研究センター」において、動向調査・監視や薬剤耐性菌の研究を実施した。薬剤耐性研究センターがWHO AMRサーベイランス及び研究に関するCC（collaborating Center）として認証さ</p>	

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
	<p>○ AMEDIにおいては、AMRゲノムデータベースの強化、AMRサーベイランス体制の拡充（JANIS国際展開、JANISデータを利用した医療機関地域連携体制支援システム（RICSS）の構築支援を含む）等、総合的なAMR対策に資する研究開発の支援を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ AMEDIにおいては、AMRゲノムデータベースの強化、AMRサーベイランス体制の拡充（JANISとリンクした薬剤耐性菌株収集サーベイランスJARBSIにおける多検体ゲノム解読システムの構築、薬剤耐性菌バンクを用いた耐性菌の収集とアカデミア、製薬企業への分譲、JANIS国際展開）等、総合的なAMR対策に資する研究開発の支援を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ AMEDIにおいては、AMRゲノムデータベースの強化、AMRサーベイランス体制の拡充（JANISとリンクした薬剤耐性菌株収集サーベイランスJARBSIにおける多検体ゲノム解読システムの構築、薬剤耐性菌バンクを用いた耐性菌の収集とアカデミア、製薬企業への分譲、JANIS国際展開）等、総合的なAMR対策に資する研究開発の支援を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、AMEDIにおいて、ゲノム解読に基づくAMRサーベイランス（JARBS）をはじめとするAMRサーベイランス体制の拡充、薬剤耐性菌バンクを中心としたAMRゲノムデータベースの強化等の他、AMRの国内外における動向把握に資する研究、検査・診断法の開発、新規抗菌薬開発等、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づいたAMR対策に資する研究開発を推進する。【厚生労働省】</p>
(2) - 1 検疫所及び地方自治体の体制・機能の強化	<p>○ 検疫所において、諸外国における感染症の発生や訪日外国人旅行者の増加に対応するため、人的体制を整備するとともに、感染症の疑いのある者の待機室（陰圧室）、空調等の設備、発熱者を発見するためのサーモグラフィー等の機器の整備を計画的に進めることにより、必要な検疫機能の強化を図る。また、地方自治体・保健所・地方衛生研究所においても、人材育成等を通じて機能の強化を図る。【厚生労働省】</p>	<p>○ 検疫体制の強化について下記の取組を実施した。【厚生労働省】【順調】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人旅行者の増加等に対応した検疫体制の強化を図るため、検疫官の増員を行った。 令和元年度検疫官56人の増員を図った。 ・感染拡大防止のための設備等の整備を進めた。 令和元年度：アイソレータ付き車椅子、患者搬送車両等の整備のため必要な予算を確保した（49百万円）。 	<p>○ 検疫体制の強化について下記の取組を実施した。【厚生労働省】【順調】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に対応するため、適切な人員配置や関係機関等の支援により体制強化を図った。 ・訪日外国人旅行者の増加等に対応した検疫体制の強化を図るため、検疫官の増員を行った。 令和2年度検疫官50人の増員を図った。 ・感染拡大防止のための設備等の整備を進めた。 令和2年度：アイソレータ付き車椅子、患者搬送車両等の整備のため必要な予算を確保した（59百万円）。 	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の流行状況や他の感染症の発生動向を踏まえ、水際対策に必要な物的・人的体制の計画的な整備を引き続き進める。【厚生労働省】</p>
(2) - 2 感染症指定医療機関の体制・機能の強化	<p>○ 国内における感染症発生時に適切な対応を行うため、一類及び二類に対する感染症指定医療機関の運営に対する継続的な補助を行うとともに、第一種感染症指定医療機関が未整備の県の解消を図る。【厚生労働省】</p> <p>○ 特定感染症指定医療機関について、エボラ出血熱の患者に対する海外での医療機関の対応も踏まえ、エボラ出血熱等の重症患者に対する集中治療が行えるよう設備の充実を計画的に進め、その機能の強化を図る。【厚生労働省】</p>	<p>○ 引き続き、感染症指定医療機関の運営に対する継続的な補助を行う。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、特定感染症指定医療機関における集中治療に必要な設備整備を進める。【厚生労働省】</p>	<p>○ 感染症指定医療機関の運営に対する継続的な補助を行った。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 特定感染症指定医療機関における集中治療に必要な設備整備に係る補助を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、感染症指定医療機関の運営に対する継続的な補助を行う。【厚生労働省】</p> <p>○ 引き続き、特定感染症指定医療機関における集中治療に必要な設備整備を進める。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
	<p>○ 薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンターにおいて、全国保健所長会協力事業AMR対策等推進事業班と協力し、薬剤耐性対策を学ぶグループワーク教材を開発するとともに、その教材を用いた講習会を行った。【厚生労働省】【順調】</p> <p>引き続き、NCGMIにおいて、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群（MERS）等の流行時に、国内医療機関等の要請に基づき、当該センターの職員を専門家として派遣する臨床感染症対応派遣サービス（Infectious diseases Response Service（IRS））について、継続的に対応できる体制を整備する。【厚生労働省】</p>	<p>○ 薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンターにおいて、全国保健所長会協力事業AMR対策等推進事業班と協力し、薬剤耐性を学ぶグループワーク教材を開発した。また国立保健医療科学院の自治体担当者を対象とした「感染症集団発生対策研修」の講師を務めた。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、「薬剤耐性（AMR）臨床リファレンスセンター」において、医療分野におけるAMR対策の推進のために必要な体制整備を進める。【厚生労働省】</p>
(2) - 3 自衛隊における感染症対応能力向上のための体制の整備	<p>○ 自己完結的な治療の実施及び専門的人材の臨床教育の場として、防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院において、早期に第一種感染症指定医療機関の指定を受けることを目指すとともに、防衛医科大学校及び自衛隊中央病院等において感染症事案に対応するための態勢の充実を図る。【防衛省】</p>	<p>○ 防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院における感染症対応能力の維持・向上に取り組んだ。特に、自衛隊中央病院において、新型コロナウイルス感染症流行下における新型インフルエンザ流行を想定した感染症患者受入訓練を実施した。【防衛省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、防衛医科大学校病院及び自衛隊中央病院における感染症対応能力の維持・向上を図る。【防衛省】</p>
IV. 各分野別施策について			
1. 国際教職の推進			
(1) - 1 WHOのIHRの履行確保・強化、GORANの基盤強化の支援	<p>○ WHOの国際保健規則（IHR）の開発途上国による履行を支援することは、将来の公衆衛生危機の発生が流行に転じることを防止する観点から必要不可欠であるため、我が国として、引き続き、WHO等への支援の推進を通じて、IHRの開発途上国による履行確保・強化を促す。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ IHR履行強化につき、世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）の枠組みで引き続き協力を行った。【外務省】</p> <p>○ JEEへの日本人専門家派遣を引き続き積極的に行う。また、各国の国家計画策定に関する支援も行った。【外務省】</p> <p>○ WHO総会等を通じて、我が国のJEEの経験を共有することで、各国がJEEを実施することを促し、IHRの履行強化に貢献した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ IHR履行強化につき、世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）の枠組みで引き続き協力を行った。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ JEEへの日本人専門家派遣を積極的に行い各国の国家計画策定に関する支援も行った。【外務省】【順調】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、IHRコアキャパシティ確保の支援や現地支援を通じ新型コロナウイルス感染症に関する情報を把握できる体制作りを支援した。引き続き、IHRの履行確保・強化を推進していく。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ IHR履行強化につき、世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）の枠組みで引き続き協力を行う。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ JEEへの日本人専門家派遣を引き続き積極的に行う。また、各国の国家計画策定に関する支援も行う。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、WHOにおけるIHRの履行確保・強化を推進に協力していく。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
	<p>○ WHO拠出金を通じて、感染症対策事業を支援することで、派遣前トレーニングの実施体制や連絡体制の強化を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ WHO拠出金を通じて、感染症対策事業を支援することで、派遣前トレーニングの実施体制や連絡体制の強化を行った。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、WHOにおける感染症対策事業を推進に協力していく。【厚生労働省】</p>
(1) - 2 国際通貨基金 (IMF) による大規模災害抑止・救済基金への対応	<p>○ 国際通貨基金 (IMF) は、災害発生から2年以内に返済期限を迎える当該加盟国の IMF に対する債務の支払いに充てるため、IMF 「大規模災害防止・救済基金」 (CCR 基金: The Catastrophe Containment and Relief (CCR) Trust) を通じて即時に無償資金を提供しており、我が国として、当該基金の取組に対する貢献を行う。【財務省】</p>	<p>○ IMF 理事会における議論を通じ、CCR 基金の新型コロナウイルス感染症への適用を推進。【財務省】</p>	<p>○ 今後も IMF 理事会での議論等を通じて、CCR 基金が貧困国・脆弱国の感染症対応を支援するために必要な取組みを推進する。【財務省】</p>
(1) - 3 UNDP、UNICEF、UNFPA 等実施機関との協力及び政策対話	<p>○ 国連開発計画 (UNDP)、国連児童基金 (UNICEF) 及び国連人口基金 (UNFPA) について、それぞれ日・UNDP 戦略対話、日・UNICEF 政策協議及び日・UNFPA 政策協議等の機会を捉え、保健分野における今後の連携協力を強化するための情報収集や意見交換を行う。【外務省】</p>	<p>○ UNFPA については令和元年8月、UNICEF については同年7月、UNDP 及び ICRC については同年10月に協議を実施し、途上国が抱える保健課題解決に向けた効率的な連携のための議論を行った。【外務省】【順調】</p>	<p>○ UNFPA、UNICEF、UNDP 及び ICRC との協議を継続し途上国が抱える保健課題解決に向け、引き続き、効率的な連携を深める。【外務省】</p>
(2) - 1 開発協力を活用した保健システム強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進	<p>○ 開発途上国が抱える課題は多様であり、各国の経済状況や前提となる保健システムの状況も様々である中で、相手国の自助努力を支援し、自立的発展に向けた協力を行うことも重要であることから、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナーや民間との連携の可能性にも留意しつつ、迅速かつ柔軟に運用する。【外務省、財務省】</p> <p>○ 各国における保健システム強化策の実施段階に応じた分野ごとの専門家を派遣しての直接支援や人材育成を図るとともに、日本の知見の積極的な発信を行う。【厚生労働省】</p>	<p>○ 保健システム強化、UHC の推進のための開発協力について、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナーや民間との連携の可能性にも留意しつつ、協力を実施した。【外務省】【順調】</p> <p>○ ADB の「アジア太平洋災害対応基金」(APDRF) や「貧困削減日本基金」(JFPR) を活用し、アジア・太平洋地域における UHC の推進・新型コロナ感染症対策への支援を実施した。【財務省】【順調】</p> <p>○ WHO 拠出金を通じて、UHC 達成支援事業を支援し、専門家派遣により日本の経験を踏まえた保健サービスの質の向上に係る知見や技術を提供した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 今後も、保健システム強化、UHC の推進のための開発協力について、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナーや民間との連携の可能性にも留意しつつ、協力を実施していく。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、ADB における UHC の推進・新型コロナ感染症対策への支援を実施予定。【財務省】</p> <p>○ 引き続き、WHO における UHC 達成支援事業に協力していく。【厚生労働省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
<p>○ グローバルファンドをはじめとした国際機関等や他のドナーとの連携を通じ、開発途上国の保健システム強化を推進する。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）の枠組みを通じたものを含めIHRの履行に資する支援を行う。また、これまで我が国が支援してきた野口記念医学研究所の体制の整備及び人材の育成等を通じ、開発途上国におけるIHRの徹底を支援する。【外務省、厚生労働省】</p> <p>○ 日本政府と世界銀行とのUHC共同研究の成果を踏まえ、世界銀行の日本信託基金を通じて、世界銀行によるUHCに資する活動への支援を推進する。【財務省】</p>	<p>○ UHC2030において、関係各国・機関と協力してUHCの取組に積極的に関与した。【外務省】【順調】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、UHC達成支援事業を支援し、専門家派遣により日本の経験を踏まえた保健サービスの質の向上に係る知見や技術を提供した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ IHR履行協力について、G7の76ヶ国支援の枠組みで引き続き積極的に協力を行った。【外務省】【順調】</p> <p>○ 野口記念医学研究所を通じての感染症対策ネットワーク構築や人材育成等を通して、IHRの取組の支援を継続した。【外務省】【順調】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、新興・再興感染症対策強化事業、緊急対応強化事業、UHC達成支援事業を支援したほか、世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）の枠組みでAMRアクションパッケージの会議に参加し、開発途上国におけるIHRの履行強化に貢献した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 世界銀行の日本信託基金を活用し途上国に対するUHC推進等に関する政策提言等の支援を実施した。【財務省】【順調】</p>	<p>○UHC2030において、関係各国・機関と協力してUHCの取組に積極的に関与する。【外務省】【順調】</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症と合わせて多様な疾患に対応できるUHC体制強化を行うべく、WHO拠出金を通じて途上国への保健システム強化支援、保健分野の人材育成支援を行った。引き続き、UHC達成支援事業を推進していく。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ IHR履行協力について、G7の76ヶ国支援の枠組みで積極的に協力を行った。【外務省】【順調】</p> <p>○ 引き続き、野口記念医学研究所を通じての感染症対策ネットワーク構築や人材育成等を通して、IHRの取組の支援を継続。【外務省】【順調】</p> <p>○ WHO拠出金を通じて、新興・再興感染症対策強化事業、緊急対応強化事業、UHC達成支援事業を支援したほか、世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）の枠組みでAMRアクションパッケージの会議に参加し、開発途上国におけるIHRの履行強化に貢献した。【厚生労働省】【順調】</p> <p>○ 世界銀行の日本信託基金を活用し、途上国に対する、UHCの推進や感染症に対する備えと対応強化のための政策提言等の支援を実施した。【財務省】【順調】</p>	<p>○UHC2030において、関係各国・機関と協力してUHCの取組に積極的に関与する。</p> <p>○ 引き続き、WHOにおけるUHC達成支援事業に協力していく。【厚生労働省】</p> <p>○ IHR履行協力について、G7の76ヶ国支援の枠組みで引き続き積極的に協力を行う。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、野口記念医学研究所を通じての感染症対策ネットワーク構築や人材育成等を通して、IHRの取組の支援を行う。【外務省】</p> <p>○ 引き続き、新興・再興感染症対策強化事業、緊急対応強化事業、UHC達成支援事業の推進、GHSAの枠組みを通じて、開発途上国におけるIHRの履行強化に貢献していく。【厚生労働省】</p> <p>○ 世界銀行の日本信託基金を活用し、途上国に対する、UHC推進や感染症に対する備えと対応強化のための政策提言等の支援を実施予定。【財務省】</p>
<p>(2) - 2 感染症発生後の緊急支援及び保健システム回復支援</p>	<p>○ 感染症発生時の緊急無償資金協力及び緊急援助物資の供与、国際機関への資金・物資の供与、専門家の派遣等人的支援により、被災国の緊急対応支援、人材育成・医療品供与・保健情報システム構築等を行い、感染症拡大により機能不全に陥った保健システムの回復及び保健システム強化により次の感染症の発生・拡大を防ぐ。【外務省】</p> <p>○ 令和元年度は、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に対し、同国政府からの要請を受け、国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣し、緊急無償資金協力として国際機関を通じた支援を実施したほか、緊急援助物資（個人防護具等）の供与を実施した。</p> <p>○ サモア独立国における麻疹の流行に対し、同国政府からの要請を受け、国際緊急援助隊・感染症対策チームを派遣し、現地の医療機関における診療活動を支援した。</p>	<p>○ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生している開発途上国に対するコールドチェーン整備のための緊急無償資金協力を実施した。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 引き続き、海外において大規模な感染症が発生した場合には、事案毎に相手国政府及び国際機関からの要請、被害状況、ニーズ、二国間関係、他国及び国際機関の動向等を総合的に勘案し、国際緊急援助隊の派遣、緊急援助物資の供与を実施する。また、上記に加え、ニーズの緊急性、妥当性を考慮し、他のスキームでの支援が不可能（非代替性）という状況下においては緊急無償資金協力の実施を検討する。【外務省】</p>

基本計画中の該当項目・本文		令和元年度における 取組状況	令和2年度における 取組状況	今後の取組方針
		○ 中国における新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、同国政府からの要請を受け、緊急援助物資（個人感染防護具）を供与した。（政府チャーター機第一便で本邦から武漢市へ輸送。）【外務省】 【順調】		
2. 国内における感染症に係る危険性の高い病原体等の検査・研究体制の整備				
(1) 国立感染症研究所の検査体制等の整備	○ 国立感染症研究所において、BSL4施設の厳格な管理体制を確立し、安全で開かれた透明性のある施設運営を図るために地元自治会、学識経験者、地元自治体・消防、保健所、国立感染症研究所、厚生労働省等から構成される連絡協議会を定期的に開催する等により、積極的な情報開示や地域とのコミュニケーションを推進し、BSL4施設における検査、治療、予防等に係る業務を安全かつ安定的に実施できる状況を整備する。【厚生労働省】	○ 地元自治体等地域とのコミュニケーションを推進し、BSL4施設における業務を安全かつ安定的に実施できる状況を整備した。【厚生労働省】【順調】	○ 地元自治体等地域とのコミュニケーションを推進し、BSL4施設における業務を安全かつ安定的に実施できる状況を整備した。【厚生労働省】【順調】	○ 引き続き、地元自治体等地域とのコミュニケーションを推進し、BSL4施設における業務を安全かつ安定的に実施できる状況を整備していく。【厚生労働省】
(2) 我が国におけるBSL4施設の在り方の更なる検討	○ 我が国におけるBSL4施設の設置・整備については、「感染症危機管理体制強化プロジェクト」及び「感染症研究体制推進プロジェクト」による推進のほか、地域的なバランス等に配慮した更なるBSL4施設の整備の必要性や各施設の機能分担・連携等について検討を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】	○ 我が国のBSL4施設の設置・整備状況等を踏まえ、必要に応じ、検討を行った。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】	○ 我が国のBSL4施設の設置・整備状況等を踏まえ、必要に応じ、検討を行った。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】 【順調】	○ 引き続き、我が国のBSL4施設の設置・整備状況等を踏まえ、必要に応じ、検討を行う。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】
3. 国際社会において活躍する我が国の感染症対策に係る人的基盤の充実				
	○ 平成27年4月から開設した感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにより、毎年約5名を目安に感染症に関する臨床・疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等、総合的な知識・能力を持った感染症危機管理の専門家を継続的に育成する。 【厚生労働省】	○ IDES養成プログラムを継続し、国際感染症等対応人材の育成に取り組む。令和元年度は、第2期生2名と第3期生4名をIDESとして登録した。第4期生2名がWHOとPublic Health of Englandでの実務研修を開始した。第5期生3名が国内で研修を開始した。また、令和2年1月以降、複数名のIDESが厚生労働省にて新型コロナウイルス感染症対策の対応にあたった。【順調】＜一部再掲＞	○ IDES養成プログラムを継続し、国際感染症等対応人材の育成に取り組む。令和2年度は、第4期生2名をIDESとして登録した。第5期生1名が米国CDCでの実務研修を開始した。他第5期生2名は新型コロナウイルス感染症流行の影響で派遣が遅れたが、令和2年度後半よりWHOとPublic Health Englandでの実務研修を開始した。第6期生5名が国内で研修を開始した。【厚生労働省】【順調】＜一部再掲＞	○ 平成27年4月から開設した感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにより、毎年約5名を目安に感染症に関する臨床・疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等、総合的な知識・能力を持った感染症危機管理の専門家を継続的に育成する。【厚生労働省】

基本計画中の該当項目・本文		令和元年度における 取組状況	令和2年度における 取組状況	今後の取組方針
	○ 感染症の流行・集団発生時に迅速・的確にその実態把握及び原因究明に当たり、かつ平常時には質の高い感染症サーベイランス体制の維持・改善に貢献できる実地疫学専門家を国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース（FETP-J）において継続的に育成する。【厚生労働省】	○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、原則として研修期間は2年間として、令和元年度に第21期生として6名を採用し、第20期生5名が研修を修了した。また、令和元年度は国際緊急援助隊・感染症対策チームに第21期FETP-J研修生2名を登録した。【厚生労働省】【順調】<一部再掲>	○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、原則として研修期間は2年間として、令和2年度は第22期生として5名を採用し、第21期生5名が研修を修了した。また、令和2年度は国際緊急援助隊・感染症対策チームに第21期FETP-J研修生5名を登録した。【厚生労働省】【順調】<一部再掲>	○ 国立感染症研究所が実施するFETP-Jにおいては、研修期間は2～3年間とし、令和3年度は第23期生として10名を採用する予定である。また、引き続き国際緊急援助隊・感染症対策チームにFETP-J研修生を登録していく。【厚生労働省】
4. 国内における感染症防止対策及び在外邦人の安全対策の強化				
(1) 国内の感染症情報の国民への情報提供の推進	○ 国内の感染症情報について、一類感染症等の感染が確認された場合の対応を含め、メディアやソーシャルネットワーキングサービスを活用するなど、情報提供のツールを多様化させるとともに、メールマガジンの対象拡大を行う等により、多様なライフスタイルの国民に対応した効果的な提供を推進する。【厚生労働省】	○ 引き続き、国民への効果的な情報提供を推進するため、 ・啓発キャンペーンの企画 ・WEBサイトの改善 ・メールマガジン・SNS等を用いた感染症情報の配信 ・ポスター・リーフレット作成を必要に応じて実施する。【厚生労働省】	○ 引き続き、国民への効果的な情報提供を推進するため、 ・啓発キャンペーンの企画 ・WEBサイトの改善 ・メールマガジン・SNS等を用いた感染症情報の配信 ・ポスター・リーフレット作成を必要に応じて実施した。【厚生労働省】【順調】	○ 引き続き、国民への効果的な情報提供を推進するため、 ・啓発キャンペーンの企画 ・WEBサイトの改善 ・メールマガジン・SNS等を用いた感染症情報の配信 ・ポスター・リーフレット作成を必要に応じて実施する。【厚生労働省】
(2) 検疫所等関係機関の対応能力の向上及び国内で感染（疑いを含む）が確認された場合の対応の確保	○ 「感染症国内対処能力強化プロジェクト」における「国内関係機関の体制等の強化」に加え、以下により関係機関の対応能力の向上を図る。 ① 検疫所において、関係機関と連携したエボラ出血熱患者の搬送訓練等の感染症措置訓練、検査に関する最新の知見・検査技術を習得する検査技術研修等を毎年度実施する。【厚生労働省】 ② 国立感染症研究所において、エボラ出血熱及び中東呼吸器症候群（MERS）の国内症例が複数の自治体で発生した場合等に備え、実地疫学専門家養成コース（FETP-J）を活用し、積極的疫学調査（接触者調査を含む）が適切に実施できるようにする。【厚生労働省】	○ 検疫所の対応能力の向上について以下の取組を実施した。【厚生労働省】【順調】 ・全国各地の検疫所において、関係機関と連携し検疫感染症疑い患者を想定した搬送訓練等の検疫感染症措置訓練を実施した。 ・感染症検査技術研修会やベクター等検査技術研修会等を開催した。	○ 検疫所の対応能力の向上について以下の取組を実施した。【厚生労働省】【順調】 ・新型コロナウイルス感染症対応のため、実施可能な検疫所において関係機関と連携し検疫感染症疑い患者を想定した搬送訓練等の検疫感染症措置訓練を実施した。	引き続き、検疫所における検疫感染症措置訓練の実施や、感染症検査技術研修会等の開催を行っていく。【厚生労働省】
	③ 地方自治体及び感染症指定医療機関等において、関係機関間で連携したエボラ出血熱等の患者の搬送訓練等感染症発生時等の対応訓練及び研修会等を継続的に実施する。【厚生労働省】	○ 引き続き、一類感染症等の臨床的対応についての知見を収集し、研修会等を通じて周知を図る。【厚生労働省】 ○ 引き続き、国や地方自治体において新型コロナウイルス等に関する発生を想定した対応訓練の企画・調整・実施・評価を随時実施する。【厚生労働省】	○ 感染症指定医療機関において、一類感染症等に備えた研修会の実施に向けた調整を行った。【厚生労働省】【順調】 ○ 新型コロナウイルス感染症の発生を受け、その対応を実施した。【厚生労働省】	○ 引き続き、一類感染症等の臨床的対応についての知見を収集し、研修会等を通じて周知を図る。【厚生労働省】
	④ 警察において、関係機関が一体となって行う対策や訓練に積極的に参画するほか、	○ 「新型コロナウイルス等政府対策本部訓練」と連携した「警察庁新型インフル	○ 現在の新型コロナウイルス感染症下において、関係省庁や都道府県警察と連携	○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や業務継続のための取組を徹底す

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における取組状況	令和2年度における取組状況	今後の取組方針
<p>感染防護資機材の着脱訓練をはじめとする各種訓練や必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行う。【警察庁】</p>	<p>エンザ等対策訓練」を実施し、関係職員に対し対処要領の説明を行い基本的対応の周知徹底を図るとともに、内閣官房主催による「新型インフルエンザ対策本部幹事会訓練」に参加した。また、都道府県警察においても、自治体等の関係機関と連携した感染症対策訓練や感染防護資機材の着脱訓練を実施した。【警察庁】 【順調】</p>	<p>し、感染拡大防止への各種取組を徹底した。また、都道府県警察においても感染拡大防止のための取組を行うとともに、自治体等の関係機関と連携した感染症対策訓練や感染防護資機材の着脱訓練を実施した。【警察庁】 【順調】</p>	<p>る。また、引き続き、関係機関が一体となって行う対策や訓練に積極的に参画するほか、感染症防護資機材の着脱訓練をはじめとする各種訓練や必要な装備資機材の点検・整備等を継続的に行う。【警察庁】</p>
<p>⑤ 消防庁において、各消防機関に対し、全ての傷病者に対して標準感染予防策を徹底するとともに、感染症が疑われる傷病者に接した場合の消防機関における基本的対応について、周知徹底する。また、感染症患者の移送について、保健所等の体制が十分に整っていない地域における消防機関と保健所等との連携体制の構築に向けた取組を促進する。【消防庁】</p>	<p>○ H30年度「救急業務のあり方に関する検討会」において作成した「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.1.0）」をもとに「感染症対策ブロック研修」を日本全国9箇所において開催した。 ○ 感染防止衣を含む感染症対策用資器材の備蓄状況等に関する現況調査を実施した。【消防庁】 【順調】</p> <p>○ 感染症患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力の現況について調査した。協力体制が整っていない都道府県に対しては、引き続きヒアリングを実施した。【消防庁】 【順調】</p>	<p>○ 消防庁において、各消防機関に対し、全ての傷病者に対して標準感染予防策を徹底するとともに、感染症が疑われる傷病者に接した場合の消防機関における基本的対応について、周知徹底した。 ○ 令和2年度「救急業務のあり方に関する検討会」において作成した「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.0）」を消防機関に周知した。 ○ 感染防止衣を含む感染症対策用資器材の備蓄状況等に関する現況調査を実施した。【消防庁】 【順調】</p> <p>○ 感染症患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力の現況について調査した。【消防庁】 【順調】</p>	<p>○ 「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.2.0）」をもとに、「救急隊の感染症対策研修会」を開催する。 ○ 感染防止衣を含む感染症対策用資器材の備蓄状況等に関する現況調査を引き続き実施する。【消防庁】</p> <p>○ 感染症患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力の現況について調査する。【消防庁】</p>
<p>⑥ 国土交通省において、検疫所等が実施する訓練等に参加するとともに、エボラ出血熱の疑い事案も含め国際的に脅威となる感染症が発生した場合には、国民に対する情報提供、検体及び患者の搬送時の所管関係事業者との調整等、必要な協力を行うなど、感染症の発生状況に応じて適切に対応する。【国土交通省】</p>	<p>○ 関係職員の対処能力保持のため、「新型インフルエンザ等政府対策本部訓練」と連携して国内感染期を想定した訓練を「国土交通省新型インフルエンザ等対策訓練」において実施し、基本的な対応を関係職員に対し周知を図るとともに、内閣官房主催による「新型インフルエンザ対策本部幹事会訓練」にも参加した。 また、昨年7月のコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行に伴うPHEIC宣言時には、関係事業者に対し、注意喚起を実施した。更に、8月の国内におけるエボラ出血熱の疑い患者発生時には、「エボラ出血熱対策に関する国土交通省幹部会議」を開催し、国土交通省における感染防止対策を指示するとともに関係事業者に対し迅速かつ的確な情報提供と空港及び港湾施設における検疫実施の円滑化への協力及び海外渡航者への情報提</p>	<p>○ 国際的に脅威となる感染症となる新型コロナウイルス感染症の対応として、空港、鉄道駅等におけるマスク着用の徹底、手洗い励行、消毒液の設置、複数人が接する設備・施設の消毒等の衛生対策の徹底、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛等の実施及び職員間のテレワーク・時差出勤の実施について、情報提供を行うとともに実行を促した。 また、国外からのウイルスの流入防止に万全を期すため、水際対策として、外国人等の入国拒否、検疫強化、航空機の到着空港の限定の要請、港湾の利用調整や水際・防災対策連絡会議等を活用した対応力の強化について、税関、出入国管理、検疫所などの関係府省庁や所管業界と連携等により対策を講じた。【国土交通省】 （順調）</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症については、引き続き関係省庁とも連携の上、完成拡大防止に係る国民に対する情報提供等に勤め、国外からのウイルスの流入を防止するため、関係省庁連携の上水際対策を適切に講じる。【国土交通省】</p> <p>○ その他の国際的に脅威となる感染症については、引き続き、関係職員の対処能力保持のため、関係省庁が実施する訓練に参加するなど、基本的な対応の確認を実施する。【国土交通省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における 取組状況	令和2年度における 取組状況	今後の取組方針
	<p>供など、水際対策等について厚生労働省などの関係省庁と連携し対応した。【国土交通省】（順調）</p>		
<p>⑦ 環境省において、医療機関等から排出される感染性廃棄物の処理マニュアルについて、関係団体等と連携して見直しに向けた調査・検討を行うとともに、同マニュアルに基づく感染性廃棄物の処理の徹底を図る。また、現状で把握されている課題等を踏まえた同マニュアルの改訂を平成28年度に行う。【環境省】</p>	<p>○ 引き続き、関係団体等に対する講演会や意見交換会等において、同マニュアルの周知等を行った。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、同マニュアルの内容について、通知の発出やチラシの作成等を行った。【環境省】【順調】</p>	<p>○新型コロナウイルスの感染拡大下においても、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な廃棄物処理事業者が、医療機関等から排出される感染性廃棄物やその他の感染症に係る廃棄物を適正かつ円滑に処理できるよう、廃棄物処理に関する知見収集等を行うとともに、新型コロナウイルスの対策ガイドラインの策定、処理における留意事項や同マニュアルの内容等に関する通知の発出・チラシの作成等を行った。【環境省】【順調】</p>	<p>○新型コロナウイルス等の感染拡大下においても、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な廃棄物処理事業者が、感染症に係る廃棄物等を適正かつ円滑に処理できるよう、必要となる調査・検討を行うとともに、その結果や同マニュアルの内容等の必要な事項の周知徹底を図る。【環境省】</p>
<p>(3) ウイルス性出血熱に対する行政機関等における対応指針の整備</p>	<p>○ 「ウイルス性出血熱の行政対応の手引き」等を作成し、医療関係団体等の協力も得て、行政機関(検疫所、地方自治体・保健所・地方衛生研究所)等におけるより迅速で適切な対応を促す。【厚生労働省】</p>	<p>○ 世界でのウイルス性出血熱の流行状況への注意喚起を含め、行政機関等の関係機関へ「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き(第二版)」の周知を行った。なお、令和元年8月にはエボラ出血熱の疑似症対応が発生した。【厚生労働省】【順調】</p>	<p>○ 世界でのウイルス性出血熱の流行状況への注意喚起を含め、行政機関等の関係機関へ「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き(第二版)」の周知を行った。【厚生労働省】【順調】</p>
<p>(4) 在外邦人に対する海外で発生している感染症に関する適時適切な情報提供及び注意喚起の徹底</p>	<p>○ 外務省において、海外で発生している感染症に関し、当該感染症の発生状況に応じて海外安全ホームページで危険・広域・スポット情報を発出し、在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行う。【外務省】</p>	<p>○ 令和元年度に発生したエボラ出血熱、新型コロナウイルス、ラッサ熱に対して、速やかに感染症スポット情報を発出。またこれ以外にエボラや新型コロナウイルスに関する感染症危険情報の発出、並びにMERS、ポリオ、麻疹等に関する感染症広域情報を発出するなど、適時適切な情報提供・注意喚起を在外邦人に行った。【外務省】【順調】</p>	<p>○ 令和2年度に発生したエボラ出血熱、新型コロナウイルス等に対して、速やかに感染症スポット情報を発出。またこれ以外にエボラや新型コロナウイルスに関する感染症危険情報の発出、並びにMERS、ポリオ等に関する感染症広域情報を発出するなど、適時適切な情報提供・注意喚起を在外邦人に行った。【外務省】【順調】</p>
	<p>○ 在外公館において、管轄域内で発生している感染症に関し、当局及び関係機関等から情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、ホームページや領事メール等を通じて在留邦人への適時適切な情報提</p>	<p>○ 在外公館の医務官及び領事担当官が中心となり、現地当局及び関係機関等から管轄域内で発生している感染症等に関し情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、各館ホームページや領事メ</p>	<p>○ 在外公館の医務官及び領事担当官が中心となり、現地当局及び関係機関等から管轄域内で発生している感染症等に関し情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、各館ホームページや領事メ</p>
			<p>○ 現在の取組を継続する。【外務省】</p>

基本計画中の該当項目・本文	令和元年度における 取組状況	令和2年度における 取組状況	今後の取組方針
供・注意喚起を行う。【外務省】	ール等を通じて管轄地に居住している在留邦人に向けて適時適切な情報提供・注意喚起を行った。【外務省】【順調】	ール等を通じて管轄地に居住している在留邦人に向けて適時適切な情報提供・注意喚起を行った。【外務省】【順調】	
○ 外務省及び厚生労働省は在外公館を通じて入手した情報とIHRの枠組みにより入手した情報を相互に緊密に共有・連携し、それぞれ在外邦人の安全対策及び国内における感染症防止対策に活用する。【外務省、厚生労働省】	○ 在外公館から報告を受けた感染症関連情報について厚生労働省を始めとする関係省庁と共有している。また、厚生労働省から提供があったIHR情報は、関係在外公館と共有するなど、相互に緊密な連絡体制をとっており、在外邦人の安全対策に活用した。【外務省】【順調】	○ 在外公館から報告を受けた感染症関連情報について厚生労働省を始めとする関係省庁と共有している。また、厚生労働省から提供があったIHR情報は、関係在外公館と共有するなど、相互に緊密な連絡体制をとっており、在外邦人の安全対策に活用した。【外務省】【順調】	○ 現在の取組を継続する。【外務省】
	○ IHRの枠組みにより入手した情報を、国内の感染症拡大防止に活用した。【厚生労働省】【順調】	○ IHRの枠組みにより入手した情報を、国内の感染症拡大防止に活用した。【厚生労働省】【順調】	○ 引き続き、外務省と厚生労働省が連携して、海外で発生している感染症に関する情報共有を行う。【厚生労働省】
(5) 在外邦人感染時の緊急搬送等在外邦人の安全確保のための対策の強化	○ 在外邦人が万一感染した場合に、現地での治療、第三国又は我が国への緊急搬送等の対応に関し、医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案して在外邦人が最善の治療を受けられるように、関係省庁の協力の下、在外公館における支援体制を整備する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】	○ 在外公館で感染者の支援にあたる取組を継続するとともに、支援にあたるERT要員の医務官を最大限に活用すべく、適時適切な見直しを実施した。【外務省】【順調】	○ 現在の取組を継続する。【外務省】
	○ 医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案した結果、第三国または我が国への緊急搬送を行うことが最善と判断された場合、民間の関連企業や他国の迅速な協力・支援が得られるように、在外公館を通じて平素より、感染症に対応可能な民間航空会社・危機管理会社や各国の感染症対応に関する情報収集を行い、協力関係の構築に努める。また、チャーター機や他の代替手段がない場合の自衛隊輸送機の活用を検討を含め、あらゆる手段を講じて在外邦人の安全を確保するため、関係省庁の連携及び対应手順等の整備を含めた対策を強化する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】	○ 友好国のアセット及びチャーター機の利用について、引き続き調整作業を進めた。【外務省】【順調】	○ 現在の取組を継続する。【外務省】
	○ 米商務省開催の「感染者緊急搬送対応能力向上のための研修」への将来的な参加可能性について、検討・調整するなど、我が国としての体制構築に引き続き努めた。【外務省】【順調】	○ 我が国としての体制構築に貢献すべく、各国との連携に努めた。【外務省】【順調】	○ 現在の取組を継続する。【外務省】
	○ 専門家の意見を踏まえ、関係省庁間でガイドランスの改定に向けた協議を行った。また、継続的に最新の医学的動向や搬送手段等に関する情報収集を行い、適宜改訂に関する調整を行った。【内閣官房・外務省・厚生労働省・防衛省】	○ 継続的に最新の医学的動向や輸送手段等に関する情報収集を行った。【内閣官房・外務省・厚生労働省・防衛省】【順調】 ○ 邦人輸送にかかる医療機器の購入費を令和2年度予算にて措置済み。【外務省】	○ 引き続き専門家の意見を踏まえ、関係省庁間で協議の上ガイドランスの改定を行う。また、改定後も継続的に最新の医学的動向や輸送手段等に関する情報収集を行い、適宜改定を行う。【内閣官房・外務省・厚生労働省・防衛省】